権限の委譲を

大津留 温

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 (財団法人日本住宅総合センター理事)

東京への一極集中の弊は、土地や住宅の問題に限りません。あらゆる面に 出ているといってもよいでしょう。その対策についてはいろいろいわれてい ますが、私は、中央政府の権限を地方に委譲することが、最も実行可能性が あり、かつ効果も大きいと思います。

国会や中央官庁の地方移転もいわれています。それも実現できれば、有効な方策だとは思いますが、権限をいまのままにして他に移転しても、東京の 集中緩和にはなっても地方の活性化にはつながりません。

いまのように、公園一つ作るにも、バスの停留所一つ動かすにも、何でも 東京の本省の決定を仰がねば動かないようでは困ります。思い切って、権限 と財源を地方(府県・市町村)に委譲することです。また、地方の出先機関 に中央の権限を下ろすことも肝要ですが、むしろ府県、市町村に移して出先 も整理したほうがよろしいかと思います。

この権限委譲は、中途半端なやり方では効果がありません。国防、外交、司法のほかは教育、国土計画等の基本的計画は中央で握るとして、実施はすべて地方に任せることが肝要です。

また、権限を受け入れる地方も、いまのままではまずいでしょう。府県、 市町村の統廃合を行って、ブロックごとの道州制を作る必要がありましょう。 この道州はもちろん完全な自治体です。

いずれにしても、中央・地方を通じて、権限の再配分を行う大改革が必要です。明治維新、昭和終戦時に次ぐ大改革となるでしょう。世界の変動に応 じた日本の大改革の時期がきているように思います。

目次●1992年秋季号 No.6

権限の委譲を 大津留温――!

持ち家・借家選択と税制 Ⅰ 岩田一政――2

持ち家住宅の資本コストと住宅価格 中神康博――10

地価バブルの統計的考察 井出多加子――17

[時事展望] 都市が競い合っていたころ 原田泰――26

[海外論文紹介] 賃金およびレントと都市のアメニティ 中野英夫――28

エディトリアル・ノート---24

センターだより――32

編集後記---32

持ち家・借家選択と税制-I

岩田一政

[要旨] 住宅建設に関連した日本の租税制度が住宅資産の供給に与える影響を資本コストでみると、次のような事実を指摘できる。まず第1に、「割増償却制度」と資金調達における「負債」の割合が高いため、民間企業における貸家建設の資本コストは他の産業に比べて低い。第2に、持ち家優遇税制を反映して、持ち家建設の資本コストを下回っているが両者の差は小さい。第3に、企業と家計部門の貸家建設の資本コストの差は小さい。第4に、利子費用や減価償却費用の所得控除が高所得者ほど大きいことを反映して、持ち家建設、貸家建設ともに資本コストは高所得者のほうがやや低くなっている。

はじめに

日本の持ち家比率は、1988年の「住宅統計調査報告」(総務庁)によれば、61.3%である。国際的には高い水準にあるものの、1950年の71.2%よりも低い水準にある。戦後日本の住宅政策において、一世帯・一住宅の確保とならんで持ち家比率の上昇は1つの政策目標であったといってよい。現在では、一世帯・一住宅の目標は達成されているが、家計部門の持ち家志向には根強いものがある。持ち家促進のための政策努力にもかかわらず、現実には、戦後の期間に持ち家比率は、1973年から1983年にかけての緩やかな上昇期を除くと低下傾向を示している。第6期住宅建設5カ年計画(1992—96年)によ

れば、1990年代後半に持ち家比率は世帯主の年 齢構成の変化によって再び緩やかに上昇するも のと見込まれている。

家計による持ち家と借家の選択については、これまでいくつかの研究が行われている。キング(1980、1983)は、イギリスにおける持ち家選択と持ち家需要の同時決定モデルを推定し、その推定結果に基づいて帰属家賃非課税が経済厚生に与える効果を分析している。また、林・伊藤・スレムロッド(1987)は、ライフ・サイクル・モデルに基づいて日米の租税制度が貯蓄率、持ち家選択に与える効果を論じている。また、最近では瀬古(1991)が、住宅統計調査報告の個票データに基づき持ち家の床面積需要と相続税の関係についての計量分析を行っている。

持ち家選択については、所得、租税制度や遺産動機など経済的な要因のみならず、家族の居住形態の選択に関する心理的・社会的要因も多くの影響を与えていると考えられる。とりわけベルシュ=ズーパン(1991)は、プライバシーに対する需要は、所得水準の上昇とともに高まると論じている。借家に比べて持ち家のほうが、プライバシーを確保しやすいとすれば、所得水準の増加とともに持ち家比率は上昇するはずである。

本論では、住宅投資に関連した租税制度が、 家計の持ち家・借家の選択に与える効果を住宅 投資に関する資本コストの観点から分析するこ とにしたい。以下では、日本における持ち家保 有の定型化した事実(スタイライズド・ファク

ト)をみたうえで、租税制度が住宅供給(住宅 投資) に与える効果を資本コストの定式化によ って明らかにする。

持ち家保有のスタイライズド・ファクト

1988年の「住宅統計調査報告」によれば、日 本における持ち家比率についてはいくつかの歴 史的事実を指摘することができる。

①戦後における持ち家比率を時系列でみると、 緩やかに低下しており、1970年代はじめから 1980年代初頭の時期は、例外的に上昇している (図1)。

②所得階層別にみると、所得が高いほど持ち 家比率が高く、年収が1.500万円以上の家計で

図1-持ち家比率

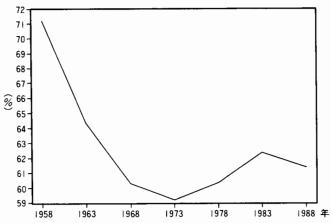
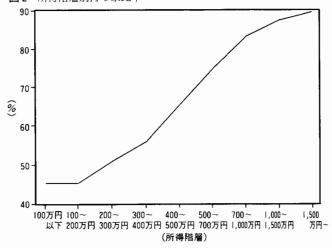


図2-所得階層別持ち家比率



(岩田氏写真)

いわた・かずまさ

1946年東京都生まれ。1970年東 京大学教養学科卒業。経済企画 庁経済研究所主任研究官、OECD 経済統計局財政金融政策課を経 て、現在、東京大学教養学部教 授。

著書:「国際経済学」(新世社)、 『現代金融論』(日本評論社)ほか

は90%に達している(図2)。

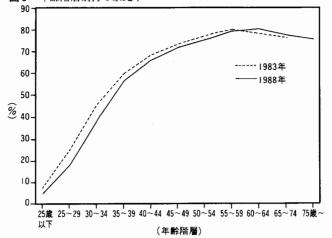
③年齢別にみると、持ち家比率は、年齢とと もに上昇する傾向がある。40歳代で平均の持ち 家比率に等しくなり、60~65歳代でピークに達 する (図3)。

④地域別にみると、人口規模、人口密度が高 い地域、大都市中心部で持ち家比率 は低い。

> ②は、持ち家保有が奢侈財である 可能性を示唆するものである。他方、 ①の歴史的な変化は、この奢侈財仮 説とは整合的ではないが、④の都市 化の進展が持ち家比率を引き下げた 可能性もある。最近5年間 (1983~88年) における持ち家比率 の低下は、年齢別にみると40歳以前 の持ち家比率の減少によるところが 大きい。これが家計の嗜好の変化に よるものか、または土地価格や建築 価格の上昇によるものか、これまで きちんとした実証分析は行われてい ない。若い世代における持ち家比率 の低下は、1980年代前半のアメリカ でも観察されたが、これは主として 1981年の経済再生法に基づく個人所 得税の限界税率引き下げと実質所得 の伸び悩みによるものとされている。

林・伊藤・スレムロッド(1987)に よれば、日本では持ち家取得をする 人の平均年齢は40歳であり、建て替 えを含む持ち家住宅の新規建設者の 13%、新規購入者の9%は、家族と

図3-年齢階層別持ち家比率



同居することが報告されている。親と子供の同居については、65歳以上の高齢者の子供との同居比率をみると、日本は52.2%とドイツ(10.2%)、フランス(23.8%)、イギリス(25.9%)と比べてきわめて高い(岩田、1992)。

同居といっても、親が自分の家を売却して子供の家族と同居するケースと、子供が親の家に同居するケースがある。前者は、個人はその保有する資産を使いきって一生を終えるとする「ライフ・サイクル・モデル」と整合的であるが、後者は、住宅・土地が子供の介護サービスを引き出すための親の戦略的な手段として用いられるという「戦略的遺産動機」が働いていると解釈することが可能である。また、相続財産として土地がきわめて有利であるということも、日本において65歳以上の家主の持ち家比率を高めている可能性もある。

以上のような事実を、すべて個人の合理的行動に基づいて整合的に説明することはなかなか困難であるが、以下では、住宅建設に関連した租税制度が住宅資産の供給、需要にどのように影響を与えているかという点に焦点を合わせて分析を進めることにしよう。

日本の税制と持ち家建設促進の効果

供給面において税制が与える効果を論ずる前 に、住宅建設を行う主体として以下の3つの経 済主体が考えられることを指摘して おこう。

- ①家計
- ②民間企業 (不動産産業)
- ③政府・地方政府・公社・公団 しかし本論では、税制の効果を中 心として分析を進めるため、前二者 のみをとりあげることにする。

家計と民間企業の住宅投資に対して、租税制度がどのような影響を与えるかを論ずるうえでは、投資の資本コストに基づいて分析することが有益である。本論で使用する資本コ

ストは、ジョルゲンソンやキング=フラトンによる定式化に基づくものである。すなわち、資本コスト(= P_J)とは、企業または家計が1単位の住宅投資を限界的に増加させた場合に、投資から発生する収益の割引現在価値が投資費用(=1)に等しくなるための必要最低収益率(投資のカット・オフ・レート MRR)から経済的償却率(d)を差し引いたものに等しい。

$$\begin{split} 1-A &= \int_0^\infty (1-m) \left[MRR \right. \\ &- (1-m)W_c \right] e^{-(r+d-\mathring{P}/P)t} dt \end{split}$$

$$P_J &= MRR - d \eqno(1)$$

左辺は、割引現在価値で表した節税効果(A)を除く投資費用を表し、右辺は将来にわたる税引後収益の割引現在価値を示している。ここで、rは収益の割引率であり、住宅資産保有から得られる税引後収益率と安全資産保有による税引後収益率に関連した資本供給者の裁定活動に依存して決定される。したがって、割引率は資金調達の方法(自己資金、借入金)によって異なる値をとると考える。mは限界所得税率、Wcは固定資産税、dは経済的償却率、P/Pはインフレ率を示している。

上式における税制のパラメータは、それが民間企業であるか、また家計部門によるものであるかによって、さらに家計部門の場合には、持ち家建設であるか、貸家建設であるかによって

異なった値をとる。まず、民間企業による貸家 建設についての税制と資本コストがどのような 関係にあるか調べることにしよう。

民間企業の住宅建設に関する税制

まず、民間企業(不動産業)による貸家建設 については、通常の企業の設備投資と同じ税制 が適用される。ただし、住宅建設は通常の企業 の民間設備投資とは異なり、新築貸家住宅の 「割増償却制度」が利用可能である。この割増 償却制度における初年度の割増償却率は、かな り大幅であって65%である。企業は、減価償却 の方法として「定率法」と「定額法」を選択す ることができるが、割増償却率が高い場合には、 「定額法」のほうが節税効果が大きいため、企 業は「定額法」を選択するものと考えられる (岩田・鈴木・吉田、1987)。

以上の税制を前提にすると、企業による住宅 投資の資本コスト (P_c) は、m=u (=実効 法人税率) であることに留意して、(1)式を解く ことにより、

$$P_c = [1/(1-u)]\{(1-A)(r+d-\dot{P}/P) + (1-u)W_c\} - d$$

$$A = uA_{C} \tag{2}$$

企業が65%の初年度割増償却制度を活用し、 償却方法として定額法を用いるとすると、割増 償却を含む減価償却制度による節税効果の割引 現在価値(Ac)は、

 $A_c = k_c + 0.9/rL(1 - e^{-rs_c})$

 $k_{\rm c} = 0.65$

$$s_c = L(1-k_c/0.9)$$
 (3)

と表される。ここで、

u:法人の実効限界税率

kc:割增償却率

sc:割増償却により短縮された償却期間 である。他方、割引率は、資金調達方法によっ て異なった値をとる。

(i)借り入れケース

さらに企業は、市場利子率で借り入れること ができて、かつ利子費用が所得控除されること

を考慮すれば、割引率は、

$$\mathbf{r} = (1 - \mathbf{u})\mathbf{i} \tag{4}$$

すなわち、税引後の市場利子率に等しい。それ は、資金を最終的に供給する家計が要求する住 宅資産の収益率と安全資産の収益率の裁定行動、 ならびに企業段階での利子費用の所得控除の存 在によって、

 $(1-m^{i})r/(1-u) = (1-m^{i})i$ が成立するためと考えてもよい。

(ii)内部留保

企業が内部留保によって投資をファイナンス する場合には、既存株式の保有者にとってのキ ャピタル・ゲイン税を引いた投資の収益率と安 全資産の税引後収益率が等しくなるので、割引 率は、

$$r = [(1-m^{i})/(1-m^{c})]i$$
 (5)

(iii)新株発行

同様にして、新株発行の場合には、配当所得 についての税を引いた投資の収益率と安全資産 の税引後収益率が裁定の対象となるため、割引 率は、

$$r = [(1-m^{i})/(1-m^{D})]i/z$$
 (6)

となる。ここでなは、配当支払いについて企業 の段階と家計の段階で二重に課税される効果を 示すパラメータであり、二重課税が完全に行わ れれば(古典的方式)、1に等しい。日本にお いては、1988年以前には配当支払いについて企 業段階で軽減措置がとられていた(2段階方 式)。この結果、z = 1.1 であった。1988年以降 は配当軽課措置は廃止されているため、z=1 である。ここで用いられている税制のパラメー タは以下のように定義されている。

m¹:家計部門の利子所得に関する限界税率

m^c:家計部門のキャピタル・ゲインに関する 限界税率

m^D:家計部門の配当所得に関する限界税率

家計の住宅建設に関する税制

次に、家計による持ち家と貸家の住宅投資に

ついては、以下のような税制上の取り扱い上の 違いがある。

①持ち家の帰属家賃は、非課税であるが、貸 家から得られる賃貸料には不動産所得として総 合課税(所得税)される。

②持ち家建設については、住宅ローンの利子 費用、償却費用は所得控除されないが、貸家建 設については、利子費用、償却費用が所得控除 される。さらに、貸家建設については、一定の 要件 (床面積、取得価額) が満たされる場合に は、5年間にわたり「割増償却」(1.42倍また は1.65倍)が認められる。

③持ち家建設については、1986年に年間所得 $(1,000万円以下)、床面積(<math>40\sim165m^2$)につい ての要件を満たす場合には、住宅ローンの1% (公庫融資については0.5%)の「住宅取得等特 別税額控除」が3年間にわたり適用されるよう になった。ただし、税額控除額には、20万円の 上限がおかれていた。他方、貸家建設について は、それが家計部門によって行われる場合にも 税額控除は適用されない。

1992年現在では持ち家建設に関する「税額控 除制度」が適用される年間所得の上限が2,000 万円となり、同時に、税額控除の対象となる借 り入れについて民間融資と公庫融資の取り扱い の差はなく、借入額の上限も2,000万円から 3.000万円へと引き上げられている。ただし、 2.000万円を超える部分については0.5%の控除 があり、税額控除の最高限度は25万円という上 限がおかれている。また、適用期間も3年間か ら6年間へと延長されている。

④持ち家建設、貸家建設のいずれにおいても、 一定の要件が満たされると「固定資産税の減額 措置(2分の1)」と「不動産取得税(3%)」 の「所得控除(450万円)」が適用される。

日本と異なりアメリカにおいては、持ち家建 設についても利子費用の所得控除が認められて いるほか、固定資産税の所得控除も認められて いる。このため日本に比べて、アメリカの持ち 家建設の資本コストは日本よりもかなり低いも

のとなる。同時に、高所得層ほど利子費用の所 得控除の額が大きくなるために、高所得層の資 本コストがより低いものとなる。さらに貸家建 設についても、高所得者の利子費用控除の大き いことを利用した税制の裁定行動が発生したり、 住宅資産を売買することによる減価償却費用の 所得控除を利用した節税行動をとることも活発 に行われたが、1986年の税制改革以降は、個人 所得税の限界税率が大幅に引き下げられたこと もあって、不動産がタックス・シェルターとし て用いられる傾向は弱まっている。

以上述べたような税制の差異を組みこんだ家 計部門による住宅投資の資本コスト(経済的償 却率を除いたネット)は、1986年の時点の税制 を前提にすると以下のようにまとめることがで きる。

(a)家計部門による持ち家建設ケース

家計部門による持ち家建設の資本コスト (P₀) は、

 $P_0 = (1-A)(r+d-P/P)+W_c-d$ と表され、税額控除制度 (G)、固定資産減額 措置 (K)、所得控除を考慮した不動産取得税 (F) を考慮すると、節税効果は、

$$A = G + K - F \tag{8}$$

ここで固定資産減額措置 (K)、所得控除を 考慮した不動産取得税(F)の効果は、

$$K = (1/2r)(1-e^{-mr})W_c$$
: $m = 3$ または 5 $F = qW_P$ (9)

と表される。ここでq、Wpは、

Q:450万円所得控除の建設費に対する比率 W_P:不動産取得税 を示す。

他方、税額控除の割引現在価値(G)は、

$$G = 0.01 x \int_0^3 b_{Ps} e^{-rs} ds$$
 $+ 0.005 x \int_0^3 b_{Cs} e^{-rs} ds : G \le 20$ 万円 (10)

と表すことができる。1992年現在ではこの税額 控除制度は拡張され、

$$G = 0.01x \int_0^6 b_s e^{-rs} ds : G \le 25$$
 万円

となっている。ここで、bp、bcは、

b_p:投資額に占める民間銀行からの借入比率

bg:投資額に占める住宅金融公庫からの借入 比率

を示している。

割引率については、資金調達方法により異な った値をとる。個人の所得税と法人部門の租税 制度は異なっているので、法人部門の場合と異 なる値をとる。

(i)借り入れケース

まず、家計部門は企業と同じく市場利子率で 資金調達できると仮定するい。しかし、家計が 持ち家建設する場合には、借入利子費用が所得 控除されないので割引率は、

$$\mathbf{r} = \mathbf{i} \tag{11}$$

(ii)自己資金

自己資金によって持ち家建設を行う場合には、 割引率は機会費用としての安全資産の税引後収 益率に等しいので、

$$\mathbf{r} = (1 - \mathbf{m}')\mathbf{i} \tag{12}$$

(b)家計部門による貸家建設ケース

家計部門による貸家建設ケースにおける資本 コストは、企業による住宅建設と類似した形と なるが、 $m = m^y$ であることに留意すると、

$$P_{R} = [1/(1-m^{y})]\{(1-A)(r+d-P/P) + (1-m^{y})W_{c}\}-d$$
 (1)

家計部門による貸家建設の場合に、税額控除 制度は適用されないが、減価償却制度が利用で きる。かつ、割増償却制度も利用可能であるた め、節税効果は、

$$A=m^{y}A_{R}+K-F$$
 (14) と表される。家計は「割増償却制度」を利用した場合、定率法のほうが有利であるので、減価償却制度による節税効果(A_{R})は、

$$\begin{split} A_{\text{R}} &= [k_{\text{R}} a / (k_{\text{R}} a + r)] [1 - e^{-5(k_{\text{R}} a + r)}] \\ &- [0.1 a / (a + r)] [e^{-rs} - e^{-5(a + r)} \cdot e^{as_{\text{R}}}] \end{split}$$

 $k_R = 1.42 \text{ s} \text{ t} \text{ t} 1.65$

 $s_R = -(1/a)\log 0.1 + 5 - 5k_R$

 $K = (1/2r)(1-e^{-mr})W_c : m = 3 \text{ s.t.} t.5$

$$F = qW_{P} \tag{15}$$

と表される。ここで、

kx:割増償却率

SR:割増償却によって短縮された耐用年数

割引率は、持ち家ケースとほぼ同じであるが、 借入利子費用の所得控除が認められている点が 異なっている。

(i)借り入れケース

家計部門が貸家建設を行う場合には、利子費 用が所得控除されるので、割引率は、

$$\mathbf{r} = (1 - \mathbf{m}^{\mathbf{y}})\mathbf{i} \tag{16}$$
となる。

(ii)自己資金

自己資金で資金調達する場合には、割引率は 機会費用(=安全資産の税引後収益率)に等し

$$\mathbf{r} = (1 - \mathbf{m}^{\mathbf{i}})\mathbf{i} \tag{17}$$

政策金融の効果

以上の定式化においては租税制度のみが考慮 されている。しかし、日本の場合には、住宅金 融公庫を通じる低利融資は、住宅政策の主要な 政策手段となっていることを見逃してはならな い。低利融資は、利子補助金として資本コスト の計算に組み入れることが可能である。利子補 助金の割引現在価値(Q)は、融資期間がn年 であるとすれば、

$$Q = \int_0^n g b_{Gt} e^{-rs} ds$$

$$g = (i_L - i_j)/i_L \tag{18}$$

と定式化することができる。ここで、iL、i」は、

i」:融資期間の差を調整した民間住宅ローン の実効金利

i、:融資期間の差を調整した住宅金融公庫ロ ーンの実効金利

を示している。

こうして求めた利子補助金の割引現在価値を

	法定耐用年数	法定償却率	平均滅失率	住宅資産評 価の下落率
木 造非木造	24年 60年	8.33% 3.33%	6.7%	8 %

節税効果を示すAに加えてやればよい。公庫の 優遇金利の適用には、床面積の要件のほかに所 得要件(1986年の時点では1,000万円の上限) があることに留意すべきである。融資期間 (n) については、公庫融資については10年、 15年、20年、25年、30年、35年、40年、45年、 50年とかなり長期のものも利用可能である。し かし、日本では、融資期間を短縮した形で借り

入れの返済が行われることが多い。 そこで20年で返済するものと仮定し て利子補助金の割引現在価値を計算 することにした。

資本コストの計算にあたっては、 住宅ストックの経済的償却率は法定 減価償却率に等しいと仮定した。現 実には両者はかなり乖離している可 能性もある。現実の住宅建替率をみ ると、建設年次が古い住宅は、滅失 率が高く、建設年次が新しい住宅は 滅失率が低いが、平均建替率は、木 造・非木造の平均で30年程度である。 したがって、現実に観察される平均 滅失率は、6.7%ということになる (表1)。

経済的償却率の値を求めるためには、中古市場における住宅資産の価格変化を調べればよい。高山らの研究(1989)によれば、住宅資産評価の市場における下落率は8%程度であって、加重平均された法定償却率にほぼ近いとされている。近年、日本の住宅の建替率は上昇傾向にある。地価の高騰により相続税に関する節税動機が高まったことも一因と考えられる。

いずれにしても日本における住宅の経済的償却率は、木造建築が多いこともあってアメリカやヨーロッパと比べてかなり高いと考えられる。経済的償却率が高いことは、所得税の限界税率が節税効果を上回るかぎり、貸家建設の資本コストを高める要因となることは、資本コストの式((2)式と(13)式)からみることができる。ただし、持ち家建設については、節税効果が存在するかぎり、経済的償却率の上昇は、資本コストを低める要因となることに注意すべきである((7)式)。

以上のような仮定の下で、1986年における利 子率(6.2%)、インフレ率(2.7%)を所与とした

図4-所得階層別資本コスト(木造)

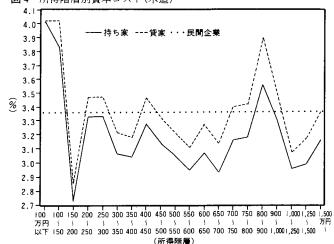
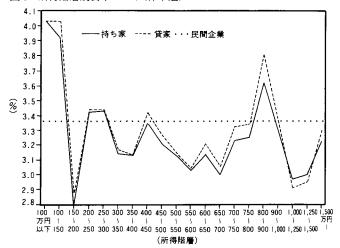


図5-所得階層別資本コスト(非木造)



場合の資本コストを計算することができる。木 造、非本造のケースについて、所得階層別資本 コストを計算した結果が、図4、5に示されて いる。図4、5からみてとることができる事実 は、まず第1に、民間企業による貸家建設の資 本コストは、3.36%であって、他の産業の平均 (4.11%) と比べてずいぶん低いものになって いる。これは、「割増償却制度」と資金調達に おける「負債」の割合が高いためである。不動 産業においては、投資の対象となる住宅(土地 を含む) は、同時に担保となりやすいために他 産業と比べて借入比率が高いことによるものと 考えられる。 ゴードン=ハインズ=サマーズ (1987) は、アメリカにおいても、同じ理由に よって構造建築物に関する投資の資本コストが 低いことを指摘している。

第2に、持ち家建設の資本コストは、貸家建設の資本コストを下回っている。このことは、税制の面で持ち家が優遇されていることを示している。しかし、両者の差は小さく、税制面での優遇度は限られたものであったといえる。とりわけ、非木造について両者の差は小さい。持ち家の帰属家賃の非課税制度や「税額控除制度」は、持ち家建設を有利にするはずであるが、貸家建設における「割増償却制度」や利子費用の所得控除制度によってその有利性はかなり緩和されている。

第3に、企業による貸家建設の資本コストと 家計部門による貸家建設の資本コストの差も小 さい。このため家計による持ち家建設、貸家建 設における資本コストの差は小さなものとなっ ている。

第4に、所得階層別にみると、持ち家建設、貸家建設ともにその資本コストは、その差はそれほど大きくないが、高所得層のほうがやや低くなっている。とりわけ、貸家建設の場合には、利子費用や減価償却費用の所得控除が、高所得者ほど大きいことを反映して年収1,000万円以上の家計では、持ち家建設よりも貸家建設のほうが有利となっている。

結び

以上で、住宅建設と資本コストの関係が明らかとなった。

全体としてみると日本の場合には、住宅建設 の資本コストは、それが企業によるものであれ、 家計によるものであれ、その差は小さく、所得 階層別の差異もアメリカと比べて小さなものと なっているといえよう。

次回は、持ち家選択・持ち家需要と資本コストの関係を調べることにしよう。

*本稿を書くにあたって、住宅経済研究会のメンバー より有益なコメントをいただいたことを感謝したい。

注

1) 現実に家計が市場利子率でいくらでも借り入れが できるかどうか問題がある。公庫融資にも融資額の 上限があり、民間の住宅ローンの金利は優良企業に 対する貸出金利よりも高いと考えられる。

参考文献

- 岩田一政・鈴木郁夫・吉田あつし(1987)「住宅投資の 資本コストと税制」『経済分析』第107号、経済企画 庁経済研究所。
- 岩田一政 (1992)「家族制度の崩壊と住宅需要」『住宅 土地経済』No.4。
- 瀬古美喜(1991)「床面積需要関数と敷地面積需要関数」『住宅土地経済』Na 1。
- 総務庁統計局 (1991) 「日本の住宅: 住宅統計調査報告」(昭和63年)。
- 高山憲之・舟岡史雄・大竹文雄・関口昌彦・渋谷時幸 (1989)「日本の家計資産と貯蓄率」『経済分析』第 116号、経済企画庁経済研究所。
- Gordon, R., Hines, J. R. Jr., & Summers, L.(1987), "Note on the Tax Treatment of Structure", in, Feldstein (ed.) *The Effects of Taxation on Capital Accumulation*, The Chicago University Press.
- Hayashi, F., Ito, T., & Slemrod, J.(1987), "Housing Finance Imperfections and Private Saving: A Comparative Simulation Analysis of the U. S. and Japan", NBER Working Paper, No. 2272.
- King, M. A.(1980), "An Econometric Model of Tenure Choice and the Demand for Housing as a Joint Decision", *Journal of Public Economics*, 14.
- King, M. A.(1983), "Welfare Analysis of Tax Reforms Using Household Data", Journal of Public Economics, 21.
- Börsch=Supan, A. (1991), "The Choice of Living Arrangements in Germany", November, (mimeo).

持ち家住宅の資本コストと 住宅価格

中神康博

[要旨] 本稿では、消費者の異時点間の効用最 大化のモデルから持ち家住宅の資本コストを導 出し、住宅サービス市場と住宅の資産市場に注 目しながら、住宅の資産価格が、住宅の消費財 としての特質と投資財としての特質双方の影響 を受けて決まることを示す。さらに、流動性制 約がある場合、持ち家住宅の資本コストは流動 性制約に対するコスト分だけ上昇するので、住 宅の資産価格は下がり、住宅ストックの減少を 通して住宅サービスの価格は上昇することにな る。一方、遺産動機がある場合、実物資産と金 融資産との間に相続税制上の歪みがあれば、持 ち家住宅の資本コストは税制上有利な実物資産 を所有する利益分だけ下がるので、住宅の資産 価格は上昇し、住宅ストックの増加を通して住 宅サービスの価格は下がることになる。この遺 産動機と相続税制上の歪みの関係が、日本の住 宅の資産価格が高い原因を説明する1つの要因 になっているかもしれない。

はじめに

住宅は、消費財かつ投資財という2つの性格をもつ。すなわち、住宅は消費財としての住宅サービスを生み出す財であると同時に、資産として所有される。このことは、持ち家住宅市場を分析するうえできわめて重要なことである。住宅サービスの価格は、住宅サービス市場で決定され、一方、住宅の資産価格は、住宅の資産市場で決定される。

ただ、ここで問題になるのは、持ち家住宅サービスが実際に取り引きされるものではなく、その価格は観念的なものであるということだ。住宅所有者にとっての住宅サービスの価格は、持ち家住宅の資本コストと呼ばれるもので、住宅ストックを所有することによって住宅サービスを得るために支払わなければならないコストである。この持ち家住宅の資本コストという概念が、住宅サービス市場と住宅の資産市場を結びつける重要な働きをする。

住宅を所有するコストを測る2つの方法がある。1つは、"user cost"と呼ばれるもので、消費者の効用最大化のモデルから導き出されるものである。もう1つの方法は"implicit rent"と呼ばれるもので、消費者を自分自身に住宅を賃貸して利潤を最大化しようとする家主に見立て、そのときのコストを測るというものである"。

本稿では、前者の立場に立って、消費者の異時点間の効用最大化のモデルから標準的な持ち家住宅の資本コストを導出し、住宅の資産価格がいかに決定されるかを考える。さらに、流動性制約がある場合と遺産動機がある場合のそれぞれについて、持ち家住宅の資本コストを導出し、住宅の資産価格への影響を考える。

基本モデル

Dougherty and Van Order (1982) に従って、 消費者の異時点間の効用最大化のモデルから標 準的な持ち家住宅の資本コストを導出すること から始めよう。

消費者は2つの財、すなわち住宅サービスと 住宅以外の消費財を消費することにより効用を 得るものとする。住宅サービスは、住宅資本と 土地から生産されるものと考えることができる が、ここでは土地は考慮に入れず、1単位の住 宅ストックは1単位の住宅サービスを生み出す ものと仮定する。さらに消費者は、住宅という 実物資産のほかに金融資産をもつ。消費者の異 時点間の効用最大化のモデルは、次のようにな る。

$$\int e^{-\rho t} U(c(t), H(t)) dt \qquad (1)$$

$$\dot{F}(t) = (1 - \theta)y(t) + (i - \pi)F(t)
- p_h(t)h(t) - \tau p_h(t)H(t) - c(t) \qquad (2)$$

$$\dot{H}(t) = h(t) - \delta H(t) \qquad (3)$$

ここで、

U(·,·):瞬時的効用関数

c(t): 住宅以外の消費財

h(t):フローの住宅購入量

H(t):住宅ストック

F(t):金融資産

y(t):実質所得

p_h(t):住宅の実質価格

i:名目利子率

π:期待インフレ率

θ:消費者にとっての限界所得税率

τ:固定資産税率

δ:減価償却率

ρ:消費者の主観的割引率

(1)式は、消費者の異時点間の効用関数である。 (2)式は、消費者の異時点間の予算制約式で、住 宅以外の消費財がニュメレールになっている。 (3)式は、住宅ストックの動学式を示したもので ある。消費者は、(2)式と(3)式の制約のもとに、 異時点間の効用関数(1)を最大化しようとする。 これは、最適制御の問題で、ここで住宅以外の 消費財 c(t) とフローの住宅財 h(t) がコントロ ール変数で、金融資産 F(t) と住宅ストック H(t) が状態変数である。

(中神氏写真)

なかがみ・やすひろ 1957年宮崎県生まれ。1981年慶 応義塾大学経済学部卒業。1989 年カリフォルニア大学サンディ エゴ校 Ph. D.。加サスカチュワ ン大学助教授等を経て、現在、 成蹊大学経済学部助教授。

論文: "Four Essays on Housing Market Dynamics".

最適化のための必要条件から、住宅サービス と住宅以外の消費財の限界代替率は、次のよう に与えられる(導出方法については、付録を参 照されたい)。

$$U_{\text{h}}/U_{\text{c}}\!=\!p_{\text{h}}\!\cdot\!\left[i\!+\!\tau\!+\!\delta\!-\!\left(\!\frac{\dot{p}_{\text{h}}}{p_{\text{h}}}\!+\!\pi\right)\right]$$

ここで U₀と U_cは、それぞれ住宅サービス と住宅以外の消費財の限界効用である。左辺の 限界代替率は、1単位の住宅サービスを得るた めに、どの程度住宅以外の消費財を犠牲にする かを示している。右辺は、持ち家住宅の資本コ スト(以下、これを ucc と呼ぶことにする) で、「〕の中は、名目利子率、固定資産税率、 住宅の減価償却率の和から、住宅の名目キャピ タルゲイン率を引いたもので、この単位当たり のコストと住宅の資産価格をかけ合わせたもの が持ち家住宅の資本コストになっている。ここ で、この持ち家住宅の資本コストが、消費者の 限界所得税率に依存しないこと、さらに期待イ ンフレ率に中立であることに注意すべきであ

最適な点において、住宅サービスと住宅以外 の消費財の限界代替率は、住宅サービスの実質 価格Rに等しくならなければならず、資本市場 と住宅市場双方が完全競争であることを仮定す るならば、R=uccという関係が満たされる。 ただ、ここで問題になるのは、持ち家住宅の場 合、住宅サービスは実際に取り引きされている わけではないから、住宅サービスの価格を観察 することができないということだ。そこで、住 宅サービスの価格と住宅の資産価格がどのよう に決定され、そしてこの両者がどのような関係

にあるのか考えてみたい。

持ち家住宅市場を分析するうえで、住宅サー ビスと住宅の資産市場を分けて考えることが重 要であることを先に述べた。まず、住宅サービ ス市場を考えてみよう。住宅サービスに対する 需要 Hd は、住宅サービスの実質価格Rと外生 的な要因、例えば、実質恒常所得 (Y)、家族 構成要因 (F)、住宅ローンの条件 (M) 等に 依存している。すなわち、

$H^d = H(R; Y, F, M \cdots)$

この住宅サービスに対する需要関数は、図1 の DD のように描かれ、住宅サービスの実質価 格Rに対して右下がりの曲線になっている。一 方、住宅サービスの供給は H°は、1単位の住 宅ストックが1単位の住宅サービスを生み出す と仮定しているから、次のように書くことがで きる。

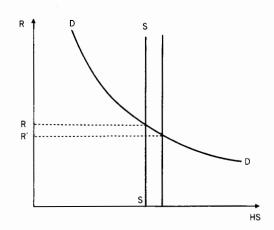
$H^s = H$

この住宅サービスの供給関数は、図1のSS で示され、住宅サービスの実質価格Rに対して 完全に非弾力的である。住宅サービスの価格は、 需要と供給が均衡するところで決まるので(図 1において、DDとSSが交差する点)、住宅 サービスの均衡価格は、次のような関数となる。

$$R = R(H, Y, F, M, \cdots)$$

次に、住宅の資産市場を考えよう。持ち家住 宅の資本コストと住宅サービスの価格には、次

図1-住宅サービス市場



のような関係が成り立つ。

$$R(H,Y,F,M,\cdots) = p_h \cdot \left[i + \tau + \delta - \left(\frac{\dot{p}_h}{p_h} + \pi \right) \right]$$

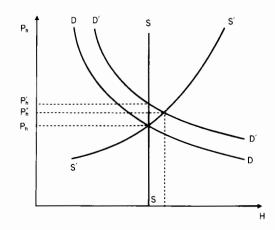
これは、資産市場均衡と呼ばれるもので、住 宅を所有することによって得られる利益率、す なわち、住宅サービスの実質価格と実質のキャ ピタルゲインの和を住宅の資産価格で割ったも のから、固定資産税率と減価償却率を差し引い たものが、金融資産の実質利子率に等しくなら なければならないと解釈することができる。こ の資産市場均衡から、次のような住宅の逆資産 需要関数が得られる。

$$p_h = R(H,Y,F,M,\cdots)/\left[i + \tau + \delta - \left(\frac{\dot{p}_h}{p_h} + \pi\right)\right]$$

この住宅の資産需要関数は、図2のDDのよ うに描かれ、住宅の資産価格に対して右下がり の曲線になっている。一方、住宅ストックの供 給関数は、短期的には図2のSSのように、住 宅の資産価格に対して完全に非弾力的である。 住宅の資産としての均衡価格は、住宅資産に対 する需要と供給が均衡するところで決まるので (図2において、DDとSSが交差する点)、次 のようになる。

$$p_{h} = p_{h} \left(R(H, Y, F, M, \dots), \left[i + \tau + \delta - \left(\frac{\dot{\mathbf{p}}_{h}}{p_{h}} \right) + \pi \right) \right] \right)$$

図2-住宅の資産市場



この式の意味するところは重要である。住宅 の資産価格は、住宅サービスの価格と、単位当 たりの持ち家住宅の資本コストに依存している。 いいかえるならば、住宅の資産価格は、住宅の 消費財としての特質と投資財としての特質双方 の影響を受けて決まる。例えば、実質キャピタ ルゲイン率が上昇して持ち家住宅の資本コスト が小さくなると、図2の住宅の資産需要曲線が D'D' にシフトし、住宅の資産価格は上がる。 ところが、実質キャピタルゲイン率の上昇が、 住宅サービスの需要に何の影響をも及ぼさない かぎり、住宅サービス市場に何の変化も生じな い。すなわち、実質キャピタルゲイン率の上昇 は、住宅の投資財としての特質を通して住宅の 資産価格に影響を及ぼしたのである。

もちろん、住宅ストックの供給曲線は、長期 的には図2のS'S'のように、住宅の資産価格 に対して弾力的になるので、住宅サービス市場 にも影響を及ぼすことになる。住宅の資産とし ての均衡価格と均衡の住宅ストックは、図2の ように DD と S'S' が交差する点で同時に決定 される。例えば、実質キャピタルゲイン率が上 昇して持ち家住宅の資本コストが小さくなると、 図2の住宅の資産需要曲線が D'D' にシフトし、 住宅の資産としての均衡価格は短期的に pnか ら ph' に上昇するものの、長期的には、住宅ス トックが調整されて、図1のように住宅サービ スの価格がRからR'まで下がり、住宅の資産 としての均衡価格も ph" に下がる。最初の均衡 点と比べると、住宅サービスの均衡価格は下が るにもかかわらず、住宅の資産価格は上がるの である。このように、住宅サービスの価格と住 宅の資産価格は、必ずしも連動するものではな いということに注意する必要がある。

流動性制約

以上の議論にはいくつかの問題点がある。ま ず、完全資本市場を仮定していたことである。 しかし実際には、住宅ローンの金利と、保有資 産の機会費用であるところの金利とは必ずしも 一致しない。2つの金利の間に乖離がある場合、 モデルの修正が必要になる3)。

さらに、消費者は異時点間における住宅消費 の意思決定を行う際、一般に3つの制約に直面 している。第1は、住宅ローンの頭金に関する 制約である。例えば、賃貸から持ち家に変わる とき、借りうる住宅ローンはそれまで蓄積して きた金融資産の制約を受けるだろうし、買い換 えをするときもその時点での保有資産額に制約 を受けるに違いない。

第2は、住宅ローン返済額の制約である。住 宅ローンの際、その返済額が所得のある水準を 超えてはならない。特に、インフレ率が高いと き、住宅ローンの返済額が返済スタート時に、 名目、実質ともに大きくなるので、この制約が 重要になってくる。これは "financial tilt" と いわれ、Kearl (1979) や Schwab (1982) に よって強調された点である。

第3は、流動性制約である。基本モデルでは、 消費者は将来の所得を見越して自由に借り入れ ができると仮定していた。しかし一般には、流 動性制約に直面しているのが普通である。例え ば、消費者はまったく借り入れができなかった り、あるいは借り入れできたとしても、その消 費者の保有資産額までという制限が課される。

これら3つの制約のどれもが、消費者の異時 点間における住宅消費の意思決定のうえで重要 なものであるが、最初の2つの制約は、持ち家 住宅の資本コストの概念を用いるのはふさわし くない40。ここでは、単純な流動性制約がある 場合の持ち家住宅の資本コストを導出しよう。

消費者の異時点間の効用最大化の問題は、先 のモデルに次の流動性制約を加えたものとなる。

$$F(t) \geqslant \bar{F}$$
 (4)

つまり金融資産がある水準の負債額を超えて はならないという条件である。消費者は、(2)式、 (3)式、(4)式の制約のもとに、異時点間の効用関 数(1)を最大化しようとする。最適化のための必 要条件から、住宅サービスと住宅以外の消費財 の限界代替率は、次のように与えられる。

$$U_h/U_c = p_h \cdot \left[i + \tau + \delta - \left(\frac{\dot{p}_h}{p_h} + \pi \right) + \frac{\lambda_3}{\lambda_1} \right]$$

ここで、λι と λι は、それぞれ異時点間の予算制約と、流動性制約の shadow price である。標準的な持ち家住宅の資本コストと比べると、
[] の中の最後の項が付け加えられたことになる。この項は、流動性制約の shadow priceの、異時点間の予算制約の shadow price に対する比率である。あるいは、流動性制約の shadow priceの、住宅以外の消費財の限界効用に対する比率と解釈することもできる。流動性制約が効力をもっている場合は、この項は正の値をとるので、持ち家住宅の資本コストに比べて大きくなる。

流動性制約が、住宅の資産価格にどう影響を 及ぼすかをみるために、住宅の資産市場を考え てみよう。住宅サービスの価格と持ち家住宅の 資本コストには、R=ucc なる関係が成り立つ。 すなわち、

$$R(H,Y,F,M,\dots) = p_h \cdot \left[i + \tau + \delta - \left(\frac{\dot{p}_h}{p_h} + \pi \right) + \frac{\lambda_3}{\lambda_1} \right]$$

住宅を所有することによって得られる利益率、 つまり住宅サービスの実質価格と実質のキャピ タルゲインの和を住宅の資産価格で割ったもの から、減価償却率と固定資産税率のほかに流動 性制約に対するコストを差し引いたものが、金 融資産の実質利子率に等しくならなければなら ないことを意味する。この資産市場均衡から、 次の住宅の逆資産需要関数が得られる。

$$\begin{aligned} p_h \! = \! R(H,Y,\!F,\!M,\!\cdots) / \! \left[i + \tau + \delta - \! \left(\frac{\dot{\mathbf{p}}_h}{p_h} \! + \! \pi \right) \right. \\ \left. + \frac{\lambda_3}{\lambda_*} \right] \end{aligned}$$

流動性制約がある場合、住宅の資産需要関数は、標準的な場合のそれに比べて下方にシフトすることになる。もし、住宅ストックの供給関数が、図2のS'S'のように住宅の資産価格に

対して右上がりの曲線であるならば、住宅の資産としての均衡価格は下がるが、住宅サービスの均衡価格は、住宅ストックの減少を通して上昇することになる。

遺産動機5)

Hurd (1989) のモデルを拡張して、遺産動機がどう持ち家住宅の資本コストに影響を及ぼすか考えよう。 $V(\cdot)$ を遺産からの効用関数とし、簡単化のために、遺産の効用の時間選好率は、住宅サービスと住宅以外の消費財から得られる効用の時間選好率と等しいものとする。世代間のトランスファーは、実物資産としての住宅と金融資産で行われ、ともに同率の相続税がかかるものとする。その税率を ε とする。しかし、ここで問題になるのは、不動産の課税評価額が、実際の市場価格よりもかなり低いことである。実物資産としての住宅の課税評価額が、市場価格の $100\alpha\%$ だとしよう。このとき、消費者の異時点間の効用関数は、

$$\int_{0}^{\infty} m(t) \left[\int_{0}^{t} e^{-\rho s} U(c(s)) ds + e^{-\rho t} V((1 - \varepsilon) F(t) + (1 - \varepsilon \alpha) p_{h}(t) H(t)) \right] dt$$
 (5)

となる。ここで、m(t) は t における瞬間死亡確率である。[] の中は、 t まで生存した場合に得られる効用で、それに m(t) をかけ合わせたものを時間 t で積分すると、消費者の死亡確率を考慮した異時点間の効用関数が得られる。 (5)式は、次のようにも書き直すことができる。

$$\int e^{-\rho t} U(c(t), H(t)) a(t) dt + \int e^{-\rho t} V[(1 - \varepsilon) F(t) + (1 - \varepsilon \alpha) p_h(t) H(t)] m(t) dt$$
 (6)

ここで a(t) は、消費者が少なくとも t まで 生存している確率である。最初の項は、少なく とも t まで生存したときに住宅サービスと住宅 以外の消費財から得られる効用で、第 2 項は、 t で死亡したとき遺産から得られる効用である。 消費者は、(2)式と(3)式の制約のもとに、異時点 間の効用関数(5)または(6)を最大化しようとする。

最適化のための必要条件から、住宅サービス と住宅以外の消費財の限界代替率は次のように 与えられる。

$$\begin{split} U_{\text{h}}/U_{\text{c}} &= p_{\text{h}} \cdot \left[i + \tau + \delta - \left(\frac{\dot{\mathbf{p}}_{\text{h}}}{p_{\text{h}}} + \pi \right) \right. \\ &\left. + \left(\frac{m}{a} \right) \! \left(\frac{V'}{U_{\text{c}}} \right) \! (\alpha - 1) \varepsilon \right] \end{split}$$

標準的な持ち家住宅の資本コストと比べると、 [] の中の最後の項が加えられたことになる。 この項は、いくつかの要素に依存している。ま ず、m/a、これはtまで生存しているという条 件のもとに、tに死亡する確率で、死亡するこ とに対する hazard rate と呼ぶことができよう。 V'/Ucは、遺産と消費財の限界代替率で、遺 産の消費財に対する相対的選好度を示すもので ある。そして $(\alpha-1)$ は、実物資産としての課 税評価額が、実際の市場価格より低いという実 物資産と金融資産の税制上の歪みを反映して負 の値をとる。したがって、遺産動機がある場合、 持ち家住宅の資本コストは、標準的な持ち家住 宅の資本コストに比べて小さくなる。

遺産動機が、住宅の資産価格にどう影響を及 ぼすかをみるために、住宅の資産市場を考えて みよう。住宅サービスの価格と持ち家住宅の資 本コストには、R=ucc なる関係が成り立つ。 すなわち、

$$R(H,Y,F,M,\dots) = p_{h} \cdot \left[i + \tau + \delta - \left(\frac{\dot{\mathbf{p}}_{h}}{p_{h}} + \pi \right) + \left(\frac{m}{a} \right) \left(\frac{V'}{U_{c}} \right) (\alpha - 1) \varepsilon \right]$$

住宅を所有することによって得られる利益率、 つまり、住宅サービスの実質価格と実質のキャ ピタルゲインの和を住宅の資産価格で割ったも のに、税制上の有利な実物資産を所有する利益 を加えたものから、減価償却率と固定資産税率 を引いたものが、金融資産の実質利子率に等し くならなければならないことを意味する。この 資産市場均衡から次の住宅の逆資産需要関数が 得られる。

$$p_{h} = R(H, Y, F, M, \dots) / \left[i + \tau + \delta - \left(\frac{\dot{\mathbf{p}}_{h}}{p_{h}} + \pi \right) + \left(\frac{m}{a} \right) \left(\frac{V'}{U_{c}} \right) (\alpha - 1) \varepsilon \right]$$

遺産動機がある場合、実物資産と金融資産の 間に相続税制上の歪みがあれば、住宅の資産需 要関数は、標準的な場合のそれに比べて上方に シフトすることになる。もし、住宅ストックの 供給関数が、図2のS'S'のように住宅の資産 価格に対して右上がりの曲線であるならば、住 宅の資産としての均衡価格は上がるが、住宅サ ービスの均衡価格は、住宅ストックの増加を通 して下がることになる。

ここでいくつかの注意すべき点を述べておこ う。まず、持ち家住宅の資本コストは、hazard rate が大きければ大きいほど、また、遺産 の消費財に対する相対的選好度が大きければ大 きいほど小さくなり、住宅の資産価格は上昇す ることになる。第2は、遺産動機がある場合で も、実物資産と金融資産の間に相続税制上の歪 みがなければ、持ち家住宅の資本コストは、標 準的なそれに一致することになる。逆に、相続 税制上の歪みが日本の住宅の資産価格を引き上 げるひとつの要因になっているといえるかもし れない。

まとめ

消費者の異時点間の効用最大化のモデルから、 持ち家住宅の資本コストを導出し、住宅の資産 価格がいかに決定されるかをみてきた。その際、 住宅が消費財として住宅サービスを生み出す財 であるという側面と、投資財として所有される という側面に注目し、住宅サービスの価格と住 宅の資産価格が、必ずしも連動するものではな いということをみた。住宅の資産価格は、長期 的には住宅ストックの調整があるものの、短期 的には、住宅サービスの価格からの影響と、単 位当たりの資本コストからの影響とに分離する ことができる。

流動性制約がある場合、持ち家住宅の資本コ

ストは、流動性制約に対するコスト分だけ上昇 し、住宅の資産価格は下がり、住宅ストックの 減少を通して住宅サービスの価格は上昇する。

遺産動機がある場合、もし実物資産と金融資産の間に相続税制上の歪みがあれば、持ち家住宅の資本コストは、税制上有利な実物資産を所有する利益分だけ下がるので、住宅の資産価格は上昇し、住宅ストックの増加を通して住宅サービスの価格は下がる。この遺産動機と相続税制上の歪みの関係が、日本の住宅の資産価格が高い原因を説明するひとつの要因になっているかもしれない。

最後に今後の課題について触れておこう。本稿は、持ち家住宅市場だけに注目してきた。しかし実際には、賃貸にするか持ち家にするかという tenure choice という問題があり、2つの市場の相互関係を考える必要がある。また、住宅の資産価格の計量モデルを作るためには、消費財としての部分と投資財としての部分とに分けて考える必要があるとともに、流動性制約や遺産動機がきわめて重要な働きをすることを示唆している。さらに、異時点間の効用最大化のモデルを考えたが、世代重複モデルを用いた住宅の資本コストの導出も意味があるかもしれない。

[付録]

Hamiltonian 式は、

$$\begin{split} H &= e^{-\rho t} U(c(t),\!H(t)) \\ &+ \lambda_l [(1-\theta)y(t) \!+\! [i-\pi]F(t) \!-\! p_{\text{h}}(t)h(t) \\ &- tp_{\text{h}}(t)H(t) \!-\! c(t)] \end{split}$$

$$+\lambda_2[\mathbf{h}(\mathbf{t}) - \delta \mathbf{H}(\mathbf{t})] \tag{1}$$

最適化のための必要条件は、

$$\partial H/\partial c = e^{-\rho t}U_c - \lambda_1 = 0 \tag{2}$$

$$\partial H/\partial h = -\lambda_1 p_h(t) + \lambda_2 = 0 \tag{3}$$

$$\dot{\lambda}_{1} = -\lambda_{1}(i - \pi) \tag{4}$$

$$\dot{\lambda}_2 = -(e^{-\rho t}U_h - \lambda_2 \delta) \tag{5}$$

(3)式を時間で微分して、

$$-\dot{\lambda}_1 \mathbf{p}_h(t) - \lambda_1 \dot{\mathbf{p}}_h(t) + \dot{\lambda}_2 = 0$$

(2)式一(5)式の関係を代入すると、

$$e^{-\rho t}U_c\!\!\left[i\!+\!\tau\!+\!\delta\!-\!\!\left(\!\frac{\dot{\mathbf{p}}_h}{p_h}\!+\!\pi\right)\right]\!p_h\!-\!e^{-\rho t}U_h\!=\!0$$

したがって、

$$U_c/U_h = p_h \cdot \left[i + \tau + \delta - \left(\frac{\dot{p}_h}{p_h} + \pi\right)\right]$$

を得る。

注

- 1) Dougherty and Van Order (1982) を参照された
- 2) 名目利子率が実質利子率と期待インフレ率の和だとすると、[]の中の期待インフレ率が相殺されるからである。ところが、アメリカの持ち家住宅の資本コストは、アメリカの税制を反映して、

$$ucc = p_h \cdot \left[(1-\theta)(i+\tau) + \delta - \left(\frac{\dot{p}_h}{p_h} + \pi\right) \right]$$

となり、期待インフレ率に非中立的で、しかも期待 インフレ率が高いほど、高額所得者(限界所得税率 が大きい)が得をする。

- 3) Dougherty and Van Order (1982) を参照されたい。
- 4) 詳しくは、Ranney (1981)、Plaut (1987)、Nakagami and Pereira (1992a) 等を参照されたい。
- 5) この部分の分析は、Nakagami and Pereira (1992 b) に基づいている。

参考文献

Dougherty, A. and R. Van Order (1982), "Inflation, Housing Costs and the Consumer Price Index," American Economic Review 72, 154-164.

Hurd, M. D. (1989), "Mortality Risk and Bequests," Econometrica 57, 779-813.

Kearl, J. R. (1979), "Inflation, Mortgages and Housing," *Journal of Political Economy* 87, 1115-1138.

Nakagami, Y. and A. Pereira (1992a), "Uptrading and the Macroeconomic Environment," forthcoming in *Journal of Urban Economics*.

Nakagami, Y. and A. Pereira (1992b) "Housing Costs and Bequest Motives," forthcoming in *Journal of Urban Economics*.

Plaut, S. (1987), "The Timing of Housing Tenure Transition," *Journal of Urban Economics* 21, 312-322.

Ranney, S. (1981), "The Future Price of Houses, Mortgage Market Conditions and the Returns to Homeownorship," American Economic Review 71, 323-333.

Schwab, R. (1982), "Inflation Expectations and the Demand for Housing," American Economic Review 72, 143-153.

地価バブルの統計的考察

井出多加子

[要旨] 日本経済において地価が持続的にファ ンダメンタルズから乖離したのか、そうでない なら短期的にその近傍でどのような動きが観察 されるか、ECM (Error Correction Model) と残差分析を用いて、長期あるいは短期の非確 率的バブルに関する統計的考察を行った。地価 の分散分解や Cointegration に基づく ECM の 推定結果から、1955年以降全般をみると地価は ファンダメンタルズから長期的に乖離すること はないものの、戦後3回の急騰期に数年にわた って持続的に乖離する傾向が読み取れる。しか し、推定誤差に Kalman Filterを適用したとこ ろ、80年代後半に非確率的バブルがあったとい う主張は支持されない。これらは、地価データ が歴年半期であることから、サンプル数などの 点で多くの問題を含んでいる。

地価とバブル

近年の地価はバブルであったという説が定着 しているものの、その存在について統計的に考 察した分析はあまり多くない。岩田(1992)は、 地価高騰の主要因は将来の土地の生産性上昇期 待によるファンダメンタルズの変化と土地利用 にあり、バブル的要素は少ないとしている。こ のように「バブル」という言葉がこれほど頻繁 に用いられているにもかかわらず、検証が不十 分な理由の1つは、利用可能なデータが少ない ことにある。特に「バブル」といわれる期間は 数年のため、検定するにはあまりにもサンプル

が少ない。ここでは株価バブルについて行われ たもののうち、バブルの時期を事前に特定しな いいくつかの方法を用いることにする。

地価の方程式は、リスクプレミアムと税制を 無視すると周知のように、土地を1期間保有し たときの収益率が代替資産のそれに一致すると いう以下の裁定条件式から導かれる。

$$\frac{P_{t+1}^{*} - P_{t} + D_{t+1}}{P_{t}} = R_{t}$$

ここで Pt は今期 t の地価、P*+1 は今期に予 想する次期の期待地価、Dt+1 は次期期首に受 け取る土地限界生産力であるレント、Rt は実 質利子率を表す。利子率が長期的に一定で、期 待が合理的に形成されていると仮定し、将来に むかって解くと、

$$P_t = E_t \sum_{i=1}^{\infty} (1+R)^{-(i+1)} D_{t+i} + A_0 (1+R)^t$$

ただし、Etはt期に利用可能な情報集合に 基づく数学的期待値を示す。

第1項がファンダメンタルズで、第2項がバ ブルである。このように、価格がファンダメン タルズから持続的に発散する現象を狭義のバブ ルと呼ぶ。一方、将来のファンダメンタルズの 変化による調整のため、一時的に価格が急変し、 その後収束する現象をオーバーシュートと呼ぶ。 ファンダメンタルズが時間とともに増加してい くと仮定すると、この2つには図1のような違 いがある。

将来土地の生産性上昇が期待されるとファン ダメンタルズが増加するので、地価の発散のみ をとらえてバブルと速断することはできない。 t期に期待される将来の地価上昇率を g*とお くと、上式は以下に書き改められる。

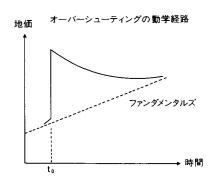
$$P_t = \frac{D_t}{R - \boldsymbol{g^*}} + A_0 (1 + R)^t$$

第2項のバブルは不確実性を含まないことか ら非確率的バブルと呼ばれ、主体が長期的合理 性に立っているなら一般にゼロとされる。した がって、非確率的バブルの有無を調べるには、 A₀=0の帰無仮説を検定すればよい。ただし、 浅子・加納・佐野 (1991) では、バブルのない ことがあくまでも仮定であることに注意しなけ ればならないと指摘され、また Ide (1992) で は、調整費用と制度部門間の税率格差が存在す るとき、主体の長期的合理性と非確率的バブル が、必ずしも矛盾するものでないことが示され ている。Blanchard=Fischer (1989) による崩 壊する可能性を含む確率的バブルでは、ある一 定の確率 p でバブルが持続し、1-pの確率で 崩壊するため、パラメータの値によっては主体 の長期合理性に反しないことから、近年注目さ れている。

バブルに関する統計的考察

地価以外のバブルについて、これまでいくつ かの方法が行われてきた。Flood = Garber (1980) はドイツのインフレーションについて バブルの存在を直接検定した。将来のファンダ メンタルズを、主体の利用可能な現在および過

図1-オーバーシューティングとバブル



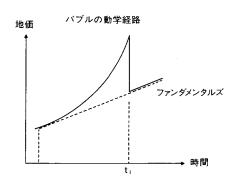
出所:翁(1985) p.99を参考。

去の情報に基づく推定値とする。そして、この ファンダメンタルズ推定式とそれを代入した地 価の推定式の2本の連立方程式を、パラメータ 制約のもとに同時推定する。しかしこの方法は、 あらかじめバブルの期間を特定しなければなら ず、また発生期間が短期であったり、地価のよ うにデータサンプルが少ないと、小標本による バイアスが大きな問題になってしまう。

また恒常的にバブルがあるか調べる方法とし て、近年発達している Cointegration (共和 分) テストを利用することができよう1)。複数 の変数間に Cointegration の関係があると、各 変数が非定常的であるにもかかわらず、それら の間に長期的に安定な線形の関係が存在する場 合、その残差は定常的になる。これは、各系列 が非定常で単位根を1個以上もつのに、その一 次結合の残差が単位根をもたないということを 意味する。

そこで、単位根検定を利用して、バブルを調 べることができる。地価の場合、バブルがなく 長期的にファンダメンタルズで決定されている なら、地価やレントがそれぞれ持続的に上昇し ていたとしても、それらは安定的関係にあって 恒常的に乖離することはない。地価をファンダ メンタルズで回帰した残差は定常的になるはず である。一方、バブルは単位根をもつので、定 常性が棄却されるなら、恒常的バブルの存在を 否定できない。

しかし、バブルは図1のように、ある期間持



続的にファンダメンタルズから乖離する現象で あるから、棄却されたからといって直ちに恒常 的バブルの存在が確かめられるわけではない。 また、きわめて一時的に発生し消えてゆく短期 バブルは検定できない。日本で「バブル経済」 と名付けられた期間は、80年代後半のわずか数 年にすぎない。そこで、さらに短期的バブルの 存在を調べるため、翁(1985)が株価に用いた Kalman Filterによる検定を、Cointegration の残差に対して適用することができるだろう²⁾。

これらの方法で、日本経済の地価バブルを順 次検討する。地価の方程式は実質値に関するも のであるから、変数はすべて歴年半期で実質化 されている。吉野(1992)にならい、実質 GNPをレントの代理変数として使用し、利子 率を除く他の変数は季節調整済で自然対数に変 換されている。また、特に断りのないかぎり、 以下「実質」を省略する。

推定に用いたGNPは実質GNP(1985年= 100) (『国民経済計算』経済企画庁)、rateは実 質利子率で全国銀行平均約定金利(『日銀統計 月報』日銀統計局)からGNPデフレータの変 化率を引いたものである。land 1 から 4 はそれ ぞれ全国全用途平均、商業地、住宅地、工業地 の名目地価指数(「全国市街地価格指数」日本 不動産研究所)をGNPデフレータで実質化し た実質地価指数を表す。

分散分解

バブルの検証に先立ち、まず地価やGNP、 利子率の3変数について時系列のVAR推定に よる分散分解を行う。これは、ある変数の将来 の予測誤差の変動が、どの変数の変動によって どの程度説明できるかを示したものである。全 国地価のうち全用途平均、商業地、住宅地、工 業地の4系列について、それぞれ利子率と GNPの3変量で分散分解を行った。システム の3つのショックは一般に同時点で相関をもつ ので、無相関なショックに分解するにあたって Choleski分解3)を用いている。そのため、結果

(井出氏写真)

いで・たかこ

1957年東京都生まれ。1992年慶 応義塾大学経済学研究科博士課 程修了。同年より、成蹊大学経 済学部経済学科専任講師。

論文: "Land and Rational Bubbles in a Small Open Economy," Economic Studies Quarterly. (forthcoming)

は変数の並べ方に依存する。ここでは、地価の 予測誤差のうちレントや利子率の変動で説明で きない部分を分析の対象にしているので、変数 の並べ方は利子率、GNP、地価の順になって いる。

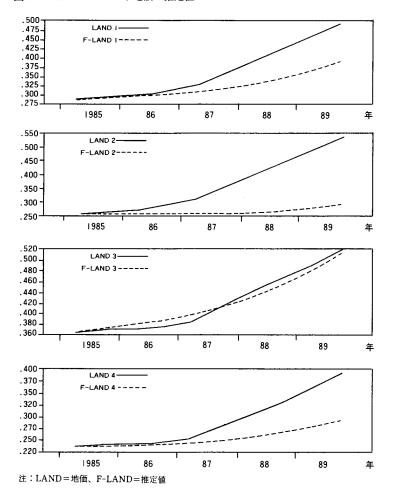
表1の数値は%で、何期か先の地価予測誤差 を100としたとき、そのうちどの程度が対応す る変数のショックで説明されるかを示している。 したがって、1行を横に合計すると四捨五入の 誤差を除いて100になる。これをみると、GNP の説明力が長期的に最も大きい。

利子率でも GNP でも説明されない地価自身 だけの変動による部分を用途別にみると、最も 高い工業地でも20%程度で、住宅地が最も小さ い。このことから1955年以降全体では、地価の 変動のうち利子率やレント、すなわちファンダ メンタルズで説明できなかった部分はそれほど

表1-実質地価の分散分解

予測期	rate	GNP	land1
2	3.756	24.643	71.601
4	4.207	46.146	49.648
10	2.786	78.493	18.722
20	15.338	72.575	12.087
予測期	rate	GNP	land2
2	3.260	27.726	69.014
4	2.859	45.315	51.826
10	2.452	70.262	27.286
20	11.544	68.396	20.061
予測期	rate	GNP	land3
2	1.181	15.250	83.569
4	1.509	40.930	57.562
10	4.499	81.491	14.010
20	18.786	70.939	10.276
予測期	rate	GNP	land4
2	6.001	20.627	73.372
4	6.706	37.900	55.393
10	2.798	69.844	27.358
20	11.797	69.209	18.994

図2-VARモデルによる地価の推定値



Cointegration と ECM 推定

利子率と対数変換後の地 価や GNP について、表 2 に単位根検定の結果を示す。 τ_{μ} 、 τ_{τ} はそれぞれ、

$$\Delta x_{t} = c + (\rho - 1)x_{t-1}$$
$$+ \sum_{j=1}^{p} \Delta x_{t-j}$$

大きくなかったと思われる。

VAR 推定期間を1984年上半期までとし、それ以降の予測値と実現値を比較すると(図2)、やはり住宅地が最も予測誤差が小さく、80年代後半の地価急騰が商業地を中心とするものであったことがうかがえる。

$$\Delta x_{t} = c + \beta_{t} + (\rho - 1)x_{t-1} + \sum_{j=1}^{p} \Delta x_{t-j}$$

の推定モデルにおける、単位根 $\rho=1$ の仮説 の検定統計量である。Dickey=Fuller (1981) によると、サンプルサイズ50のとき、10%有意 水準はそれぞれ-2.60と-3.18、5%水準は-

表 2-地価、利子率、GNPの単位根検定(GNPデフレータ利用)

変数名	$ au_{\mu}$	$ au_{ au}$	変数名	τμ	$ au_r$
land1	-3.133**	-3.580**	gnp	-2.128	-1.976
land2	-2.609*	-3.374*	rate	-2.183	-2.173
land3	-3.095**	-3.272*	△land1	-1.140	-2.266
land4	-3.586**	-3.568**	△land2	-2.238	-1.997
△land1	-2.672 *	-3.094	∆gnp	-2.312	-2.697*
△land2	-2.564	-2.610	△rate	-5.181**	-5.138**
△land3	-2.726*	-3.507	△²land1	-3.630**	-3.708**
△land4	-2.475	-2.837	△²land2	-3.533**	-3.639**

注:(1)推定期間=1956年下半期-89年下半期

(2)*は有意水準10%で定常性が棄却されないことを、**はその5%を示す。

表3-地価に関するCointegration vectorの推定 (2段階推定法)

		推定期間	1957年1月-	-1989年2月			
従属変数	定数項		GNP		利子率		Dz
land1	- 8.638	(-21.731)	0.846	(24.658)	-10.009	(-5.009)	0.914
land2	-7.368	(-17.617)	0.740	(20.500)	-11.394	(-5.420)	0.885
land3	-10.749	(-37.674)	1.017	(41.323)	- 6.546	(-4.564)	0.966
land4	-14.219	(-7.462)	0.753	(16.628)	-12.743	(-4.836)	0.838

注:()内はt値。

表 4 - Cointegration test

変数名	τμ	$ au_r$
EC1	-2.665*	-4.105**
EC2	-2.701*	-3.999**
EC3	-2.746*	-4.086**
EC4	-2.449	-3.862**

注:変数名は、その数字が表 3 のcointegrationの従属変数の数字に 対応している。

2.93と-3.50である。検定に用いたラグの次数 は、最小AIC基準で決定されている。

それによると実質地価は、単位根を2つもち、 2次階差をとると定常的になる(表 2 ではレベ ルで定常性が棄却されていないが、定常的であ れば、それ以上階差処理を施しても定常性が棄 却されないはずである。しかし、一次階差が非 定常的であるから、単位根は2個と考えられ る)。実質 GNP は単位根を1個、事後的実質 利子率は1個もつ。

次に長期の関係を推定しよう。非定常系列間 の定常的一次結合を Cointegration といったが、 その係数行列は Cointegration vector と呼ば れる。Cointegrationの推定方法には、Engel=

Granger(1987)の 2 段階推定法と、Johansen (1988) の同時の最尤推定法があるが、ここで は前者の2段階推定を行う。

表 3 から Cointegration Vector は理論から 期待される関係をもっていて、レントの代理変 数であるGNPが上昇すると地価も上昇し、利 子率が高くなると大きく下落する。しかも決定 係数が高く5)、Cointegrationの成立は棄却され ないことから (表 4)、1957年から89年の推定 期間全般にわたる地価の恒常的バブルは棄却さ nte

調整費用などが存在すると、理論から期待さ れる均衡が常に成立するわけではない。特に土 地は、株式と異なって流動性がきわめて低い資 産で、日本の場合、借地借家法をはじめとする 多くの法的規制があるため調整費用が大きい。 そこで長期均衡の成立が棄却されないことを受 けて、一変量 ECM で均衡付近の地価の調整経 路を調べる(表 5)。ECMは非定常変数に階差 処理を施し定常的にしたうえに、長期均衡から の乖離というレベル情報を加えることで推定効

表5-1変量ECMによる地価の推定結果

従属変数	定数項	\triangle land (-1)	\triangle land (-2)	\triangle land (-3)	$\triangle GNP(-1)$	EC(-4)	rate(-1)
land1	$ \begin{array}{c} -0.019 \\ (-3.747) \\ \bar{R}^2 \end{array} $	0.994 (8.430) 0.963	-0.002 (-0.013) DW	$ \begin{array}{r} -0.210 \\ (-2.167) \\ 1.551 \end{array} $	0.480 (3.818) Q(24)	$-0.019 \ (-2.131) \ 23.419$	0.217 (2.299)
land2	$-0.0170 \ (-3.440) \ ar{R}^2$	1.079 (9.327) 0.967	0.011 (0.071) DW	-0.256 (-2.550) 1.596	0.299 (2.532) Q(24)	$-0.009 \ (-1.103) \ 16.303$	0.246 (2.700)
land3	$-0.0119 \ (-3.828) \ ar{R}^2$	0.933 (7.861) 0.955	$^{-0.081}_{(-0.528)}$ DW	$ \begin{array}{r} -0.137 \\ (-1.432) \\ 1.627 \end{array} $	0.604 (5.039) Q(24)	-0.033 (-2.749) 21.029	0.204 (2.176)
land4	$-0.019 \ (-3.407) \ ar{R}^2$	1.110 (9.163) 0.966	-0.159 (-0.947) DW	$ \begin{array}{r} -0.134 \\ (-1.321) \\ 1.609 \end{array} $	0.468 (3.426) Q(24)	-0.017 (-2.190) 24.321	0.190 (1.856)

注:説明変数は制約のないVARモデルで有意なものを選択した。()内はt値。

図3-ECMによる地価変動率の推定値

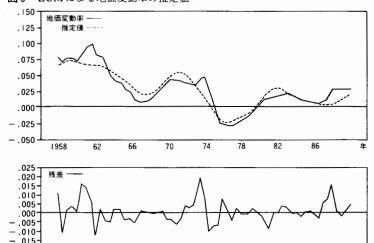


表6-Kalman FilterによるCointegrationの残差分析

66

70

74

78

82

86

期間	α_1	α_2	α_3
1987年上半期 87年下半期	0.957 0.958	0.125 0.125	-0.227 -0.227
88年上半期	0.958	0.127	-0.228
88年下半期 89年上半期	0.957 0.956	$0.127 \\ 0.130$	-0.228 -0.227
89年下半期	0.954	0.133	-0.229

注:αは残差のラグ係数。

1958

62

- .020

率を高める手法である。

図3に、全用途平均について推定された地価 上昇率と実現値を比較した。これをみると、戦 後3回の地価急騰期に推定誤差が大きく、しか も数年の間持続的に誤差が拡大し、その後急落 している。これをもって直ちにバブルとするこ とはできないが、図1のオーバーシューティン グと異なり、バブルに近い動きを示しているこ とに注目したい。

次に、バブルとされている80年代後半の短期をみてみよう。長期均衡の近傍で短期的にも定常的なら、Cointegration の残差は常にバブル的性質をもたないはずである。そこで、この残差について、株価バブルに関する翁の Kalman Filter 残差分析を適用する。残差を自身の過去の変数で回帰するという自己回帰過程を想定し、その係数が時間とともに変化すると仮定する。

 $y_{t} = \alpha_{1t}y_{t-1} + \alpha_{2t}y_{t-2} + \alpha_{3t}y_{t-3} + \varepsilon_{t}$

ただし、 $\alpha_{tt} = \alpha_{tt-1} + u_t$ (i = 1,2,3)、 $\varepsilon_{tt} \ge u_t$ は相互 に無相関なホワイトノイズ である。これらのラグ係数 の和が絶対値で1より大の とき、残差は発散していく。 短期的にバブルが発生して いるなら、その期間残差は 発散しているので、これに よって非確率的バブルの存在が調べられる。

表6をみると係数の和はいずれも1を超えていない。 一時わずかな増加傾向を示すが、1989年には減少に転

じている。したがって、80年代後半の非確率的 バブルの存在は棄却される。ただしこれには、 利子率の変化などの外生ショックは考慮されて いないし、バブル崩壊後の時期が少しでも含ま れていると、当然のことながら棄却されてしま う。サンプル数が少ないと、さらに棄却する可 能性が高くなる。

おわりに

これまで地価は、歴年半期という小サンプルのため、株価に比べてバブルの統計的分析があまり行われてこなかった。ここでは、1950年代後半以降日本で恒常的にバブルが存在していたかを考察したが、それによると全期間にわたる恒常的バブルは存在しない。長期的には利子率とレントに依存するファンダメンタルズで決定され、実質利子率の下落は地価を大きく上昇させる。したがって、ファンダメンタルズの変化、特に空前の低金利政策が80年代後半の地価急騰に大きな役割を果たしたことは確かといえよう。

長期均衡からの乖離を示す Cointegrationの 推定誤差にKalman Filterの残差分析を適用し て短期のバブルを調べたところ、80年代後半の 5年間でも非確率的バブルがあったという主張 は支持されなかった。しかしECM推定からは、 戦後3回の地価急騰期間わずか数年ではあるが、 地価はファンダメンタルズからバブル的に乖離 して増加し、その後急落するという傾向が観察 される。これは、短期的にしか継続せず、すぐ に崩壊するという「確率的バブル」の形状にほ かならない。崩壊の可能性を考慮することで、 バブルの期間をさらに事前に特定する必要がな くなり、しかもバブルが継続する確率を推定す ることで、主体の合理性が満たされているか、 同時に検定をすることが可能になる。各主体が 合理的であっても、情報の伝幡に時間的ずれが あると、市場価格が安定的にならないことがあ る(井出、1991)。

推定には依然としてサンプル数が不足すると いう問題は残るが、現在一定の方法でこれを克 服し、確率的バブルの検定に取り組んでいるの で、機会を得て改めて報告したい。

*本稿作成にあたり、吉野直行教授(慶応義塾大学)、 伊藤隆敏教授(一橋大学)をはじめ多くの方々に貴 重な助言とアドバイスをいただいた。記して謝意を 表する。なお、含まれる誤謬の一切の責任が筆者に あることはいうまでもない。

注

- 1) Cointegration の説明は、吉田 (1989) や井出・中 野(1992)を参照されたい。
- 2) Kalman Filter については、Harvey (1990) を参 照されたい。
- 3) Choleski分解については伴 (1991)、構造モデルと の対応は井出・中野 (1992) を参照。
- 4) より詳細な Cointegration の定義と検定方法や意 義については、Engel=Granger (1987)、Johansen= Juselius (1990) を参照。
- 5) Cointegration では、決定係数があまり小さいと問 題が発生することがある。また残差は、ホワイトノ イズでなく定常的確率変数と仮定されているので、 DW 比といった系列相関に関する統計量は問題にさ れない。系列無相関で4次までのモーメントが有界 な確率変数をホワイトノイズと呼び、平均ゼロの正 規分布にしたがう変数はその1つである。

参考文献

- 浅子和美・加納悟・佐野尚史(1991)「株価とバブル」 西村清彦・三輪芳朗編『日本の株価・地価』東京大 学出版会
- 井出多加子(1991)「合理的期待動学の情報構造と検定

- 方法に関する一考察」『三田学会雑誌』84巻3号、71
- 井出多加子・中野英夫(1992)「VAR 推定と識別問題 について」『成蹊大学経済論集』(近刊)
- 岩田規久男(1992)『ストック経済の構造』岩波書店 翁邦雄(1985)『期待と投機の経済分析』東洋経済新
- 伴金美(1991)『マクロ計量モデル分析』有斐閣
- 吉田知生(1989)「通貨需要の安定性をめぐって― ECM(Error Correction Model による計測――」「金 融研究』 8 巻 3 号、99-144頁。
- 吉野直行(1992)「バブル期における企業の資産運用 行動」「住宅土地経済」No.5、2-9頁。
- Blanchard, Olivier J. and Stanley Fischer (1989), "Multiple Equilibria, bubbles, and Stability," in Lectures on Macroeconomics MIT Press.
- Dickey, David A. and Wayne A. Fuller (1981), "Likelihood Ratio Statistics for Autoregressive Time Series with a Unit Root," Econometrica 55, 251-276.
- Engel, Robert F. and C. W. J. Granger (1987), "Cointegration and Error Correction: Representation, Estimation and Testing," Econoometrica 55, 251-
- Flood, Robert P. and Peter M. Garber (1980), "Market Fundamentals versus Price-Level Bubbles: the First Test," Journal of Political Economy 88,745-
- Harvey, Andrew C. (1990), Forecasting, Structural time series models and the Kalman Filter, Cambridge University Press.
- Ide, Takako (1992), "Land and Rational Bubbles in a Small Open Economy," Economic Studies Quarterly, forthcoming.
- Johansen, Soren (1988), "Statistical Analysis of Cointegration Vectors," Journal of Economic Dynamics and Contro 12, 213-254.
- Johansen, Soren and K. Juselius (1990), "Maximum Likelihood Estimation and Inference on Cointegration - With Application to the Demand for Money," Oxford Bulletine of Economics and Statistics 52, 169-210.

岩田論文と中神論文は、「資本 コスト」の概念を住宅市場の分析 に適用している。資本コストの概 念は、最近ではさまざまな分野で 用いられており、経済学者の間で はよく知られている。しかし、経 済学者以外の人々にはなじみがな いと思われるので、ごく簡単に説 明しておきたい。

賃貸住宅を例にとると、資本コ ストは年々の家賃収入と住宅の資 産価値の比率になる。例えば、1 億円の住宅を買って、その住宅を 賃貸するケースを考えてみよう。 この場合にどれだけの家賃収入が 上がれば利益が出るかは、購入資 金の資金コストに依存する。もし 金利が安くて、年間300万円の家 賃収入でペイするならば、資本コ ストは3%であるということにな る。

購入資金を全額借り入れによっ て賄う場合の資本コストは、借り 入れ金利に連動する。自己資金に よって賄う場合には、その資金を 金融資産などで運用した際の利回 りに依存することになる。このよ うに金利水準が資本コストの主た る構成要素であるが、それに加え 住宅金融公庫の低利融資、建物の 減価償却法なども資本コストに影 響する。

持ち家住宅の場合には家賃の支 払いはないが、持ち家の資本コス トも賃貸住宅と同様に定義できる。 ほうが手厚い。 持ち家の場合の家賃は自分が自分

きるからである。このような「み なし家賃」を帰属家賃と呼んでい

さて、税制上の扱いの相違によ って、持ち家住宅が賃貸住宅より も有利になっている国が多い。例 えば、Aaronによると、アメリ カでは持ち家は賃貸に比較して10 %程度も割安になっている。税制 違に関する岩田論文の結論は以下 や補助制度などによって持ち家と 賃貸の相対的な有利さがどうなっ ているのかを知るには、それぞれ の資本コストを計算するのが最も わかりやすい。それをわが国の現 行制度に関して行っているのが岩 田論文である。

わが国の制度で、持ち家と賃貸 費用の差も小さい。 住宅の相対的有利さに影響してい

①持ち家の帰属家賃には所得税 が課税されないが、貸家から得ら れる賃貸料収入には所得税が総合 課税される。

②持ち家については住宅ローン の利子費用、減価償却費、固定資 産税支払額を所得控除することは できないが、貸家建設に関しては て所得税や相続税などの節税効果、 それが可能である。さらに、貸家 建設については割増償却の制度が

> ③持ち家について、1986年から 税額控除制度が始まった。

④住宅金融公庫融資は持ち家の

に支払っているとみなすことがで 税の3,000万円控除と、10年以上

所有の場合の低率分離課税の制度 が存在する。

⑥持ち家については相続税の控 除(200m³までの部分については 60%以上)が認められる。

岩田論文では、以上の要因のう ちで最後の2つは考慮されていな いが、それら以外については綿密 な分析が行われている。

持ち家と貸家の資本コストの相 のように要約できる。

- ・持ち家の資本コストは貸家の資 本コストよりも小さいが、アメリ カに比較してそれらの間の差はは るかに小さい。
- ・企業による貸家建設の資本費用 と家計部門による貸家建設の資本
- 資本コストの所得階層別の相違 る主たる要因は以下のものである。 もアメリカより小さいが、資本コ ストは高所得者層ほど小さい。

岩田論文は現実の制度を丹念に 分析した力作であるが、譲渡所得 税や相続税が考慮されていないな ど、いくつかの問題が捨象されて おり、今後の拡張が望まれる。ま た、岩田論文での資本コストは住 宅の家屋部分だけを扱っており、 土地部分には触れていない。土地 部分を考慮した場合の、持ち家と 貸家の資本コストの差は興味深い 研究課題である。さらに、わが国 では持ち家の優遇がそれほどでな いにもかかわらず、持ち家比率が アメリカと大きく変わらないのは ⑤持ち家については、譲渡所得 なぜかといった国際比較に関する 問題も今後の課題として残されて

いる。

岩田論文が資本コストの概念を 用いた実証研究であるのに対して、 中神論文は資本コストの理論的基 礎を、持ち家に的を絞って提供し ている。資本コストの概念の邦文 でのわかりやすい説明が存在しな いので、この分野に興味のある研 究者にとっては非常に有益な論文 になると思われる。

また、中神論文では、①資金の 借り入れに制約が存在するという 流動性制約と、②相続の際の不動 産の評価額が実勢価格より低いと いう相続税制の歪みの2つの要因 を導入している。

流動性制約がある場合には資本 コストが上がり、そのことによっ て住宅の資産価格が下がって、そ れがさらに住宅ストックを減少さ せ、住宅サービスの価格(帰属家 賃)を上昇させる。また、相続税 制の歪みは、それによる節税効果 分だけ持ち家の資本コストを下げ るので、住宅の資産価格は上昇し、 上昇率の差が非常に小さいので、 住宅ストックの増加を通して住宅 サービスの価格を低下させる。

岩田論文からもわかるように、 資本コストの概念は住宅市場の実 証的分析と政策シミュレーション のための道具として非常に有効で ある。中神論文のような理論的研 究をこれからの実証分析に生かし ていくことが望まれる。

にバブルが存在したのかどうかを 統計的に検証するという企てを行 っている野心的な論文である。

これまでも、バブルの検証は野 口悠紀雄氏や経済白書で行われて いるが、井出論文はそれらよりは るかに高度な計量経済学的手法を 用いている。

野口氏などによる分析では、フ ァンダメンタルズの水準を家賃、 GNP、金利などのデータから計 算し、それと現実の地価が乖離し ているのでバブルが存在している と結論づけている。しかし、本誌 3号の時事展望(「『地価バブル』 の実証は可能か?」) においても 議論しているように、ファンダメ ンタルズの値は家賃の上昇率や実 質金利の推定値に大きく依存して おり、明確な結論を得るのは予想 外に困難である。

大ざっぱにいえば、ファンダメ ンタルズ地価は、金利から地代上 昇率を引いたもので地代を割った ものである。日本では金利と地代 それらの推定値のわずかのズレが ファンダメンタルズの水準を大き く変化させてしまう。したがって、 バブルが存在したという仮説は否 現実の地価がファンダメンタルズ と乖離しているかどうかの検定は 非常に困難である。

井出論文は、このような問題を 避けるために最新の時系列分析の 手法を応用している。

第1に、恒常的にバブルが存在 待される。 していたかどうかのテストとして、

第三の井出論文は、日本の地価 Cointegrationテストと呼ばれる ものが用いられる。それは、地価 がファンダメンタルズによって決 定されていれば、地価と地代(井 出論文では地代の代理変数として GNPが用いられている)や利子 率の間に安定的な関係が成立して いるはずであるという仮説に基づ いている。1955年以降の地価デー タを用いると、これらの変数の間 には安定的な関係が存在するので、 1955年以降の全期間にわたる恒常 的なバブルの存在は否定される。

> 第2に、短期的なバブルが存在 していたかどうかを検証するため に、ECMを用いて地価がファン ダメンタルズから乖離していた時 期がないかどうかを調べた。その 結果によれば、戦後3回の急騰期 に数年にわたって乖離していた。 これだけで直ちにバブルが存在し ていたとすることはできないが、 バブルの存在を否定することもで きない。

第3に、1980年代後半の動きが バブルであったかどうかを、日本 銀行の翁氏のKalman Filter残差 分析を用いて検証した。その結果 によれば、80年代後半に非確率的 定される。

著者も指摘しているように、こ れらの実証結果はサンプル数の少 なさや非確率的バブルに限定され ているなどの問題点をもっており、 今後の研究のいっそうの進展が期

(Y. K.)

都市が競い合っていたころ

原田 泰

美しい住環境供給の条件

日本の公共財、例えば住環境は 美しくも効率的でもない。しかし、 しい社会資本を提供する都市に われわれの身近にある私的な財、 消費財をみると、すべてが美しく 効率的であるのに驚く。日本の企 業は美しい消費財を製造する。と ころが、日本の公共資本、例えば 住宅も街並みも公園も惨めである。 大都市圏の郊外都市同士の競争で なぜこのような差異が生じるのだ ろうか。

日本の美しい消費財は、企業が 競争し、消費者が欲しいと思う物 ところが、美しい街並みは企業の 力だけでは十分に供給できない。 少なくとも美しい街並みを作る企 業が活躍しやすい制度を、政府や 地方公共団体が用意していなけれ ばならない。美しい街並みを提供 するには政府や地方公共団体の協 力が必要である。ところが、日本 は美しい住宅環境を製造できない でいる。どうすれば供給できるの か。

答えは簡単である。日本がすば らしい消費財を供給するのと同じ 原理で供給すればよいのである。 日本の美しい消費財を供給した主 体は企業であった。美しい社会資 本を供給する主体は都市のはずで ある。企業が競争することによっ て美しい消費財を供給できるよう になったのだから、都市が競争す ることによって美しい公共資本が 供給できるはずである。

人々が美しいものが好きなら美 人々は集まり、その都市は繁栄す る。そうでない都市は衰退するこ とによって、生き残った都市は美 しくなるはずである。

都市間競争の一つの可能性は、 ある。通勤鉄道同士の競争、駅間 同士の競争は、不十分ながらも生 じたと思われる。鉄道沿線を開発 する私鉄にとって、美しい街と公 を作りあてるプロセスで生まれた。 共資本は利益をもたらすからであ る。鉄道のイメージが地価を決め るのであるから、そのイメージの ために投資するのは十分に採算が 合う。もちろんイメージは実体か ら生まれるのであるから、駅ごと の美しい街並みや生活の利便のた めに投資しなければならない。

> しかし、東京通勤圏の都市間の 競争は十分には起きなかった。都 市の財政には自由が与えられてお らず、先を見越した投資をファイ ナンスすることも困難であり、増 大した税収を自由に使うことも困 難であった。固定資産税は低いの でそもそも税収が上がらなかった。 土地の所有者は、譲渡所得税が高 いがゆえに売却することが困難に なり、土地により高い付加価値を つけることに無関心となってしま った。また、借地借家法によって 借手の権利が強く保護されている

ために、地主は土地に宅地として の付加価値をつけてより高いレン トで貸し出すことに興味を失って しまった。美しい街となることに よって利益を求めるよりも、独占 的な土地の供給者になることによ って利益を求めることに熱中した のである。ところが、都市が真剣 に競争していた時代があった。

戦前期日本の都市間競争

戦前期、日本の都市は、互いに 競争し、住民のために魅力的なサ ービスを供給する力を競っていた (以下の事実は、持田信樹「都市 の整備と開発」『日本経済史5』 岩波書店、1990年、所収、による)。

20世紀初頭、今日の言葉でいえ ば累積債務国に没落しかねなかっ た日本が、第1次世界大戦による ヨーロッパの混乱の中で、一挙に 対外債務を返済し、かつ巨額の黒 字をため込んだことはよく知られ ている。ところが実は、日本が累 積債務国になりかねない1900年代 の初期においても、日本は外資を 導入し、都市基盤の整備に充て、 果敢に都市建設を行っていた。

金本位制を維持するためには、 金または外国為替からなる正貨を 保持しておかなければならない。 もちろん輸出が伸び外貨を稼げれ ばよいのであるが、そう簡単には いかない。輸入を減らす、すなわ ち緊縮政策をとってもいいわけで

(原田氏写真)

はらだ・ゆたか

1950年東京都生まれ。1974年東 京大学農学部農業経済学科卒 業。同年経済企画庁入庁。1990 年より、郵政省郵政研究所第2 経営経済研究部長。

著書:「土地・住宅の経済学」 (共著、日本評論社) ほか

あるが、それは当時も政治的にも 困難であった。

そこでとられた方策は、政府は 緊縮政策を行うが、都市は拡張政 策を行うという政策であった。当 時、日本の工業化とともに人口は 都市に集中し、集中した人口を都 市にこぎれいに住まわせるための 水道、下水、道路、ガス、電気等 事業の償還能力は海外の投資家に よっても高く評価された。

そこで政府は、都市に外債を発 行させ、得た外貨を正貨準備に繰 り入れるということを行ったので ある。

経常収支が苦しいときですら都 市は外国資本に頼っていたのであ るから、外貨がたまれば都市経営 がより積極的になるのは当然であ る。

1920年代には関東大震災を契機 に東京や横浜が近代都市の形を整 え、それに劣らず大阪、名古屋、 神戸も面目一新を図った。それを 促進したのは大都市間の競争であ った。街路の新設・整備、公園の 建設、鉄道高架化、下水処理場の 建設などさまざまな事業が行われ た。

都市を美しくした区画整理

これら事業のうち住環境との関 係で特に重要な都市整備の前提と なる土地区画整理について説明し

よう。区画整理のためには、土地 の境界を取り除き、減歩と称して 道路の拡張や公園等を配置するた めに一定の用地が控除される。た だし、減歩によって整理前より1 割以上減少した場合には、補償金 が支払われる。さらに地主には開 発された宅地を従来の地価総額に 応じて配分される。このような過 の事業は、確実な需要が見込まれ、程を経て、従来の不整形な町割は 一新され、都市は公共施設を整備 でき、地主はその結果生じる地価 上昇によってキャピタルゲインを 得られる。

> このような区画整理がなされた のは、行政サイドの要請と地主の 経済行動の両方によるものである。 行政サイドにとっては、1割の土 地の現物給付と上昇した地価への 固定資産税収入がある。関東大震 災後の横浜市復興区画整理事業の 実績から、土地の現物給付による 想定上の収入は全国都市の年間租 税収入の4年分にもなったという。

もちろんこれは、実際に税収が あったわけではないが、さもなけ れば用地買収に費消されたである う財政収入を近代的都市の整備に まわすことができたのである。し かも戦前の固定資産税は高く、区 画整理された土地の地価上昇によ る税収の増加は大きなものがあっ たと思われる。

区画整理は、地主にとっても歓 迎すべきものであった。1920年代

は農業は不況であり、かつ都市化 は進んでいた。地主が小作争議に 嫌気がさし、農業とは隔絶した利 益を得られる都市的土地利用を選 ぶのは当然である。しかし、市街 地にするためには街路を整理し、 都市の公共用地を供出しなければ ならない。地主は自ら進んで、土 地利用の都市的転換を図ったので ある。これは、市街化を遅らしキ ャピタルゲインを先延ばしにする という今日の地主の行動とはまっ たく異なったものである。

都市の競争によって街路は整備 され、公園も学校も建設され、都 市は美しくなった。人々が住宅を 建て美しく住むことを都市は必死 に歓迎していたのである。都市が 美しくなることを望まなくなった のは、都市の財政的自由が弱まり、 都市間の競争が死滅したからであ る。都市間の競争の死滅は、都市 を美しくするための制度を作る力 も衰えてしまったということであ

大手私鉄が開発したところを除 けば、戦前に市街化された地域の ほうが街路が美しいのは、こうし た理由のゆえなのである。

戦前期は、都市も企業も競争し ていた。ところが、戦後は、競争 するのは企業だけとなってしまっ た。都市を美しくするには、都市 間競争の復活が必要である。

賃金およびレントと都市のアメニティ

Jennifer Roback "Wages, Rents and the Quality of Life," Journal of Political Economy, vol.90.

近年、首都圏への一極集中が進み、地方圏との住宅価格や賃金所得の格差が拡大している。特に賃金については、東京圏の給与水準は、他の地方圏に較べておよそ1.4倍に達している¹⁾。

こうした賃金の格差は、地域間で労働が自由に移動できれば起こり得ない。なぜなら、ある地域の賃金所得が他の地域よりも少しでも高ければ、たちまちそこへ労働が流入し、賃金は均等化するからである。このため、移動を妨げる雇用慣行や行政上の障害等が、その原因としてあげられている。

しかし、仮に労働の移動が自由であっても、賃金は地域間で格差が生ずることがある。それは地域に固有の要素であるアメニティが存在する場合である。アメニティとは、特定地域の大気の汚染、天候、気温等の環境や、地勢等の地理上の要素を指し、その地域に属する家計や企業に、利得あるいは損失をもたらす?。アメニティの豊かな地域では、より有利な立地条件を求めて多くの企業や家計が流入し、労働や土地に対する需要が増大する。賃金やレントは、立地する利益が要素価格の負担の増大によって相殺されるまで調節されるから、結局、より豊かな地域ではそうでないところと比べて賃金やレントに格差が生じるのである。

本稿で紹介する Roback (1982) は、この賃金格差とアメニティとの関係を明快に分析している。それによると、①アメニティの差異を原因として、地域間の賃金、レントの格差が生じ、また、②その分析の過程で、家計がアメニティに対して支払ってもよいと考える金額、すなわち帰属価格の推計が可能である。さらに、③この帰属価格を用いて、都市の住民がそのアメニティから得ている便益、いいかえれば豊かさの指標を導出し、都市間で比較ができるというものであり、その経済的含意は大きい。そこで、以下では Roback のモデルを詳しく紹介し、都市のアメニティと地域間の賃金やレントの格差との関連を明らかする。また、その後の分析の展開に

ついて触れ、最後に今後の展望を行う。

1 Roback のモデル

家計の行動

地域 j に住む家計は、その地域から得られるアメニティ a^{j} と予算制約式 $w^{j}+I=x+l^{c}\times r^{j}$ (賃金所得+その他の所得=消費+土地サービス×土地のレント)を与件として、経済厚生 $U(x,l^{c};a^{j})$ を最大化するように、消費 x、土地のサービス l^{c} を選択する。

上記の最大化問題を解くと、消費、土地に対する需要関数が導き出され、これを効用関数に代入すれば間接効用関数 $V(w^i,r^i;a^j)$ が得られる。地域間での家計の移動のコストが存在しないならば、各地域で得られる効用が均等化 $(q^j=\bar{q})$ するように人々は移動するから、

$$V(w^{j}, r^{j}; a^{j}) = \bar{q}$$
 (1)

となる。(1)式は図1の右上がりのAA曲線で示され、 効用を一定に保つために必要な賃金とレントの組み 合わせを表している。間接効用は賃金の増加関数、 レントの減少関数であるから、家計の効用を一定に 保つために、レントの上昇による効用の減少は、賃 金の上昇で相殺されるのである。

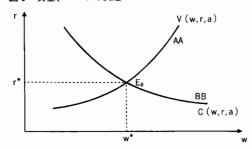
企業の行動

企業は労働(N)と土地(I°)を要素として、利潤を最大化するように財を生産する。生産関数 [x=f(I°, N; a')]が規模に関して収穫が一定のもとでは、利潤最大化条件より単位生産コストは生産財の価格に等しくなるから、財の価格を1に正規化すると、

$$C(\mathbf{w}^{\mathbf{j}}, \mathbf{r}^{\mathbf{j}}; \mathbf{a}^{\mathbf{j}}) = 1 \tag{2}$$

となる。(2)式は図1の右下がりのBB曲線であり、 費用を一定に保つための賃金とレントの組み合わせ を表している。生産要素価格(賃金、レント)が上 昇すると費用は増加するから、コストを一定に保つ ためには、賃金の上昇はレントの低下で相殺する必

図1-賃金、レントの決定



要がある。よって BB 曲線は右下がりとなる。結局、この 2 つの曲線の交点である E_0 点で、地域 j におけるレント r^i と賃金 w^j が決定される。

2 アメニティが賃金・レントに及ぼす効果

次にアメニティの変化が、賃金やレントに及ぼす 効果を調べる。ここでは、アメニティは企業の生産 性の向上に貢献し、また家計の経済厚生を高めるも のとする。より豊かな社会資本および立地条件に恵 まれた地域で操業する企業は、そのアメニティを享 受することで、単位当たりのコストを低くすること ができるから、企業はその分、労働者に高い賃金を 払っても、他の低い賃金の地域で生産する企業と競 争することができる。したがって、BB 曲線は右方 向ヘシフトする。同様なことは家計に対してもいえ る。家計にとって、自然環境、文化的施設などのア メニティは、住宅の立地を決めるうえで重要な要因 となるから、賃金所得を一定としても、支払っても よいと考えるレントは引き上げられる。したがって、 AA 曲線は左方向ヘシフトする3)。前者の効果を生 産性効果、後者をアメニティ効果と呼ぶ。

両曲線のシフトすることによって、曲線の交点 Eo は Ei へ移り (図2)、レントは必ず上昇するが、賃金については明らかではない。アメニティが豊かになったことで、家計、企業が地域 j に流入し、労働供給、労働需要ともに増加するからである。その効果は、生産性効果とアメニティ効果との大小関係に依存し、前者が後者を上回るならば賃金は上昇し、また逆も成立するが。

Roback のモデルの応用として、Beeson=Eberts

図 2 - アメニティの効果

V (w,r,a')

V (w,r,a')

C (w,r,a')

図3-アメニティによる都市の分類



(1987) はアメニティと両曲線との関係から、生産性とアメニティに基づいた米国の都市の分類を試みている。図1より、生産性が高いほど、BB 曲線は右へシフトすることから、図3の A に属するような賃金、レントが高い都市は生産性が高い都市と考えられる。一方、家計が享受するアメニティが大きいほど、AA 曲線は左へシフトすることから、図3の D に属するようなレントが高く賃金が低い都市は家計にとり高いアメニティの都市と考えられる。

次に、(1)式を全微分し、ロワの恒等式を用いると、

$$p_a^* \equiv \frac{V_w}{V_a} = l^c \frac{dr}{da} - \frac{dw}{da}$$
 (3)

(3)式は、アメニティの1単位の増大に対して家計が支払ってもよいと考える金額、すなわち帰属価格 (imputed price) である。この帰属価格は、アメニティの増大による土地サービスへの支払い増加から、賃金所得の増加分を差し引いたものに等しい。(3)式の右辺の値はすべて観察可能な値であって、dr/da、dw/da を推計できれば50、帰属価格を実際に求めることができる。表1は、帰属価格の推計値である60。もしアメニティが、家計の経済厚生を高めるならば、

その値は正であり、反対に損なうならば負となる。 表1では、犯罪発生率、失業率等は厚生を損なうア メニティであるのに対して、人口密度は厚生を高め ることがわかる。ただし、帰属価格の絶対水準はア メニティを測る単位に依存するために、その値その ものは重要ではないことに注意しなければならない。

また、この帰属価格 p* を用いて、地域 j がアメニティからどの程度の便益を受けているか貨幣単位で求めることができる。これは、QOLI (Quality of Life Index) と呼ばれているものであり、都市の豊かさを表す指標である。地域 j の QOLI は次のように定義される。

$$QOLI_j = \sum_{n=1}^{N} f_n a_{jn}$$

ただし、 a_{jn} は地域 j におけるアメニティ n の賦存量である。 f_n はアメニティを相対的に評価するウエイトであり、帰属価格をウエイトとして用いている($f_n=p_a^*$)。

こうした指標の推計は、ほかには Lju (1976)、Rosen (1979) でも行われている。しかし、Lju による推計では、ウエイトの算定に先験的な仮定を必要とするために主観が入る余地がある。またRosen は、地域間の賃金格差からウエイトを算定し、推計の客観性は保証されているものの、帰属価格の推計に、レントの上昇が考慮されておらず、その推計値にはバイアスが生じてしまうことが、Cropper (1981) によって指摘されている。これに対して、Roback の指標では上記の客観性やバイアスの問題が回避されており、より信頼に足るものとなっている"。

3 Roback モデルの拡張

Roback のモデルでは、レント、賃金の地域間格

表1一アメニティの帰属価格

アメニティ	帰属価格(ドル表示)
犯罪発生率	-9.25
失業率	-5.55
人口	-1.50
人口密度	6.30
人口成長率	-1.85

差とアメニティの関連が明快である反面、モデルが 単純化されているため、分析に不可欠な要素が捨象 されている。そこでその後、以下に示すような視点 からの研究が進められている。

(1)アメニティの範囲

アメニティは、失業率、人口、あるいは天候を指すが、産業や住宅の立地を決定する要因はこれに限定されるものではない。Gyourko = Tracy (1989) は、地方の平均税率や教育、医療サービス等の公共サービス等をアメニティとしてより広範囲にとらえ、いずれも地域間の賃金格差を決定する重要な要因であることを示している。

(2)地域内でのアメニティ

Roback のモデルでは都市の内部構造は明らかではないが、同じ都市圏内であっても、中心地へのアクセス、公共施設の整備状況から、都市内で享受できるアメニティの水準は異なり、それに応じてレントの格差も生じる。Voith (1991) は、都市圏内の地域を住宅地、商業地等その用途別に分類し、地域間および地域内のレントの格差を分析している。また、Hoehn ほか (1987) は、都心とそれを取り巻く住宅地を明示的に区別し、職場に通う家計の通勤コストが家計の厚生に及ぼす効果を考慮に入れている。

(3)集積の経済、不経済

Roback のモデルでは、格差の要因となるアメニティはすべて外生的に与件として考えられている。 Blomquist ほか(1988)は、内生的に決定される都市の規模に着目し、アメニティを誘因として都市に集中する人口が、1つのアメニティとして、個々の企業の生産コストを引き下げる集積の経済を考慮している。それによると、都市の人口の増大による集積の経済が他の都市部との賃金所得の格差を助長することが示されている。

4 今後の展望

Roback の分析は、近年、日本で深刻になっている首都圏への一極集中、地価高騰の問題を解く手がかりとして、重要な示唆を与える。ことに、社会資

本に代表されるアメニティの帰属価格の推計は、今 後の公共投資政策のあり方を考えるうえでもきわめ て重要である。また、十分に満足な推計が行われて いないわが国の豊かさの指標についても今後の大き な課題を残している。しかし、ここで紹介したモデ ルをわが国に応用する場合には、国土や行政システ ムの違いから、モデルの特定化に若干の注意を要す る。

まず、賃金、レントの格差の要因となるアメニテ ィについては再考の余地があろう。例えば、米国で は有意である犯罪発生率、地方税の税負担率は、日 本では地域間での差異はみられないために、これら が賃金やレントの格差を有意に説明する要因とは思 われない。また、わが国における格差は大都市圏と 地方圏との間で顕著であって、これは人口や事業者 が集中する都市ほど賃金、レントが高いことを意味 する。都市の規模から生ずる集積の経済が、わが国 では格差を助長する大きな要因として働いていると 考えられよう。最後に、労働力の地域間の移動は、 新卒時に起こり、雇用後の移動は他の国に比べても 少ないといわれる。これは終身雇用等の雇用システ ムを原因とするものであり、こうしたファクターを 含めたモデルが望まれる。

(中野英夫/慶応義塾大学大学院)

注

- 1)每月勤労統計調査月報、平成2年。
- 2) アメニティは、他の主体の消費を妨げない非競合性 の性格を有するが、空港、港湾、道路等の排除性や混 雑効果が発生する社会資本も広い解釈ではアメニティ に含まれる。この意味では、アメニティとは一種の地 方公共財と考えられる。
- 3) アメニティがレントおよび賃金に及ぼす比較静学の 結果は次のとおりである。

$$\begin{split} \frac{dw}{da^I} &= \frac{1}{\varDelta} (-V_a C_r + C_a V_r) \\ \frac{dr}{da^I} &= \frac{1}{\varDelta} (-V_w C_a + V_a C_w) \geq 0 \\ \text{total} &\downarrow \Delta = V_w C_r - V_r C_w = L(s) \frac{V_w}{v} > 0 \end{split}$$

4) この分析では、アメニティは、財の生産性の向上に 寄与するものと仮定していたが、すべてのアメニティ が生産性を高めるものであるとは限らない。生産性を

- 損なう場合には、等費用曲線は左ヘシフトするので、 賃金は低下する一方、レントへの効果については明ら かではない等、結論が変わることに注意されたい。
- 5) 具体的には dw/da、dr/da の値は、賃金とレント をアメニティで回帰したときの回帰係数として求める ことができる。
- 6) そのほかにも、積雪量、平均気温等の天候の帰属価 格も推計している。
- 7) わが国においては、『国民生活白書』によって豊か さの指標化が行われている。ただし、この推計方法は これまで触れたいずれの方法にも該当せず、その指標 が実態を反映したものかは疑問である。

参考文献

- Beeson, E. Patricia and Eberts, W. Randall (1987), "Identifying Amenity and Productivity Cities Using Wages and Rent Differentials," Federal Reserve Bank of Cleveland Economic Review, 6-25.
- Blomquist, C. Glenn, Berger, C. Mark, and Hoehn, P. John (1988), "New Estimates of Quality of Life in Urban Areas," American Economic Review, vol.78,
- Cropper, M. L. (1981), "The Value of Urban Amenities," Journal of Regional Science vol. 21, 359-374.
- Gyourko Joseph and Tracy Joseph (1989), "The Importance of Local Fiscal Conditions in Analyzing Local Labor Markets," Journal of Political Economv vol. 97, 1208-1231.
- Hoehn, P. John, Berger, C. Mark, and Blomquist, C. Glenn (1987), "A Hedonic Model of Interregional Wages, Rents, and Amenity Values," Journal of Regional Science vol. 27, 605-620.
- Lju, Ben-Cheih (1976), Quality of Life Indicators in U. S. Metropolitan Areas, New York: Praeger.
- Rosen, Sherwin (1979), "Wage-Based Indexes of Urban Quality of Life," in P. Mieszkowski and M. Straszman (eds.) Current Issues in Urban Economics, Baltimore: Johns Hopkins University Press.
- Roback, Jennifer (1982), "Wages, Rents and the Quality of Life," Journal of Political Economy vol. 90, 1257-1278.
- Voith, Richard (1991), "Capitalization of Local and Regional Attributes into Wages and Rents: Differences across Residential, Commercial and Mixeduse Communities," Journal of Regional Science vol. 31, 127-145.

●新刊リポートのご案内

『東京圏マンション中古流通量実 態調査13』定価1,600円(税込)

東京圏 (東京・神奈川・埼玉・ 年葉・茨城) において、昭和32年 から平成3年末までに竣工した分 譲マンション87万6,824戸を母集 団とした流通動向実態調査。平成 3年は、マンション市場において 中古物件および新規物件の双方が 著しく低迷した年であることがの ほか、①1次取得層が取得可能な 価格ランクの物件とそれを上回る 価格ランクの物件の相違、②中古 流通市場における所有権移転の主 体について、四半期に分けて詳細 に考察しています。

「住宅土地問題の研究動向②」 定価3,300円(税込)

住宅・土地問題をテーマにした 文献をリストアップし、その研究 動向を総合的・体系的に把握、分析したものです。パート 2 である本書は、1991年下半期(7月~12月)に発表された1,240題の研究報告書・雑誌論文が対象になっており、それらを①都市・住宅建築、②経済、③法律、④時論、の 4 つの部門に分けて動向を分析しています。全文献を論文目録に収録したほか、そのうち218題に解題をつけました。

●平成4年度調査研究助成募集のご案内

当センターでは、昭和55年度より、有意義な調査研究を奨励することを目的に、住宅・土地・都市問題および関連する分野の研究者に対して、広く研究テーマを募集し、助成を行っています。

募集については、対象となる調 査研究を、

①住宅・土地に関する社会・経

済・経営の部門

- ②住宅・土地の法と政策に関す る部門
- ③都市・住宅の計画および制度 に関する部門
- ④住宅の建設および技術開発に 関する部門

の4部門に分けて募集し、審査委員会で選考を行います。採択された調査研究に対しては、毎年総額約3,000万円(1件につき200万円以内)の助成を行っています。

今年は、9月1日より全国の主要大学を通じて募集を開始しており、10月26日に締め切る予定です。なお、これら助成研究の成果は、

『住宅・土地問題研究論文集』と して発刊し、関係研究者の活用に 供しています。

**リポートについてのお問い合わせは、当センター・事業部、研究助成については同・研究部まで。

編集後記

この数カ月で住宅、土地をめぐる 状況は急変してまいりました。1989 年5月に始まる金融引き締め政策の 浸透によってもたらされた景気後退 は、91年7月から金融緩和に転換し た後も下降を止めず、本年8月には 株価、地価の暴落をともなう信用収 縮が金融システムの崩壊を招くとい う危機感が高まりました。

これは同月の緊急総合経済対策に よってどうにか回避されましたが、 目下苦しい調整過程の中にあり、し ばらくはこれが続くものとみられま す。

こうした中で住宅土地分野では、 中堅勤労者が年収の5倍以内で取得 できる住宅をどうしたら供給できる か、また、土地保有課税はどうある べきか、等々の重要なテーマについ て答えを求められています。

本誌は、住宅土地問題のうち特に 経済的側面を解明するための基礎研究を着実に継続してまいりますが、 あわせて、それらがアクチュアルな 課題の解決に役立てられるよう一段 の努力をするつもりです。 (M)

編集委員

委員長─金本良嗣 委員──高木新太郎・岩田一政 吉野直行

住宅土地経済(992年秋季号(通巻第6号)

1992年10月 | 日 発行 定価500円(本体価格485円・送料 | 175円) 年間購読料2,000円(税・送料共)

編集発行人一森 正臣

編集協力――堀岡編集事務所 デザイン――鈴木堯 [タウハウス] 印刷――――精文堂印刷(株)